

第 1 1 回天塩川流域委員会テーブル起こし

(発言者未確認の作業過程のもの)

日時：平成 1 8 年 2 月 7 日 (火) 12:30 ~ 15:30

場所：土別グランドホテル

第 1 1 回 天塩川流域委員会

1 . 開 会

山田課長

ただいまより第 1 1 回天塩川流域委員会を開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただきます、留萌開発建設部の治水課長の山田でございます。

議事に入りますまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきますと思います。

まず、天塩川流域委員会第 1 1 回委員会資料と書かれたものがございます。

次に、資料 1 としまして、天塩川水系河川整備計画（原案）と書かれたものがございます。

資料 2 としまして、天塩川水系河川整備計画について追加資料（その 8 ）と書かれたものがございます。

続きまして、資料 3 としまして、天塩川流域委員会に寄せられたご意見というものがございます。これには第 1 0 回流域委員会以降に寄せられたご意見を追加してございます。

また、資料 4 としまして、天塩川の河川整備計画策定段階における環境への影響を含めた総合的な分析とりまとめと書かれたものが 1 部ございます。これは、第 8 回流域委員会で配布したものと同じものでございます。

また、委員の皆様には、天塩川水系河川整備計画について、というもので第3回から第10回まで配付した資料をまとめたものを1冊。第7回流域委員会で配布した、「天塩川水系河川整備計画（原案）」における「天塩川かわづくりの提言」及び委員会等で出された意見についてというもの。それからファイルといたしまして、天塩川資料集と書かれたものを配布してございます。

以上でございますけれども、資料の足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

また、天塩川流域委員会第11回委員会資料の委員名簿にありますように、本日は、欠席されておりますけれども、漁業の委員が、北るもい漁業協同組合の菅井理事から、同じく北るもい漁業協同組合の蝦名専務理事に変更になってございます。

天塩川流域委員会設置要領の規定に伴いまして、委員の2分の1以上、9名以上のご出席で委員会が成立することになっております。

本日現在のところ、13名のご出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、会場の皆様にお願い申し上げます。

議事の妨げにならないよう静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、私ども事務局で委員会の記録のために撮影と録音等を行いますので、ご了承ください。

それでは、以後の議事の運営につきましては、清水委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議 題

清水委員長

よろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、まず前回第10回委員会の議事要旨(案)の確認を行いたいと思います。続いて、本題の議論に入っていくわけですがけれども、ただいまの説明ございましたように資料3の方で、この委員会もしくは私、委員長あてに、たくさんの意見が寄せられております。

基本的にはこれらの意見を踏まえて、これ以降の議論もしていただければいいかなとは思いますが、中に委員会の運営方法ですか、方針。具体的には議事録についての意見を全文公開したほうがいいんじゃないかという意見がございます。この件については、この委員会で何回か、かなりの時間をかけて、結局現在の形に至っているわけですがけれども、一応そういう形で進めてはいるんですが、そのような形でこのまま進めていいかどうかということですが、いかがでしょうか。

特に何かございますか。

出羽委員

この意見の中に、僕は前から主張しているわけで、それでこの市民団体が傍聴記というのを作りまして、送られてきますので、僕も目を通してはいますけれども、それと、この議事要旨も委員に対し

ては氏名入りで送ってきて、大分、分かりやすくはなりましたけれども、やはり全体の流れとしては全文の方が分かるし、特に委員だけではなくて流域住民なり、一般市民に対しては、それが僕は一番いいとして、これは何度も申していることですから、長くは申しませんが、他の流域委員会なり、いろんな委員会でも全文公開というのは普通になりつつあるということからいっても、僕はその方がいいというふうに思います。

清水委員長

ただいま出羽委員の方からそういう意見が、全文公開がいいんじゃないかというご意見がありましたけれども、ほかの委員でやっぱり全文公開がいいんじゃないかという、改めてそういう方はいらっしゃいますか。

ほかにはいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですね、よろしいでしょうか。今のままでも。

ほかに、ちょっと全文公開がいいという意見はいらっしゃらないようですね、とりあえず、今の形でいきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議事録については、今までの議論の経緯を踏まえて、要旨という形で今後は進めさせていただきたいと思います。

それから、前回は治水、利水と環境のバランスということを中心に、治水と利水について議論をいただきました。

今回はまず前回の委員の皆様からの質問、指摘事項に関する事務局からまず補足説明、回答などをいただき、引き続き、それらも踏まえて治水についての意見交換を行っていききたいというふうに思います。

いろんなご意見がございませぬけれども、ある程度の方向性が可能であれば見出していければいいなというふうに考えております。

それ以降、利水、更には環境について意見交換を行っていききたいと思ひます。

後は、次回以降の話になるかもしれませぬけれども、治水・利水・環境、全体を通してバランスの議論なども進めていければいいなと思ひます。

本日の時間は、15時30分を目途に議事を進めたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

また、前回、出羽委員の方から、これからの議論について、こういう項目について議論したらいいんじゃないかという案をいただいております。

再度本日皆様のお手元にお配りしてありますので、こういう項目について、これを見ながら議論を進めていただければいいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入ります。

出羽委員

いいんですけれども、もう少し今後の議論の進め方について、今、

委員長言われましたけれども、今日はこの前に引き続いて治水、利水も含めてということですね。それは、それでいいと思うんですが、その後に環境の問題というのが入りますし、それから社会的な利用とか維持管理とか幾つか大きな項目があるかと思うんです。

それで、恐らく、今、治水についてできれば方向性が出てくればという、そういうことを探りながらでしょうけれども、行ったり来たりはするんだろうと思うんですね。

ですから、治水、利水と進めて、今日が、あと何回か分かりませんが、環境をやってまた治水に戻るとか、そういうことを繰り返しながらやっていくということを確認できればいいのかなというふうに思いますが。

清水委員長

そうですね、環境までいったところで、また治水、利水を総合的に見ながら議論していければいいなと、私は思いますけれども、いかがですか。

ないようですので、そういう形で進めさせていただきます。

それでは、議題の方に入ります。

1) 第10回天塩川流域委員会 議事要旨(案)

清水委員長

まず、前回第10回委員会の議事要旨(案)ですが、既に各委員の皆様へ照会し、修正意見等をいただいて修正しておりますので、この内容で確定させていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

長澤委員

おっしゃるとおり、確認していながら、今この場で言うのは恐縮なんですけれども、要旨の1 - 8ページの一番下に、「名寄川の水の10分の1相当の湧水流量を損わない範囲で農業用水として使う」と、こういうふうに表現してしまっていますね。

これは、何か農業がその水を湧水流量まで使って、そして何か損うようなニュアンスが含まれている気がしちゃうんですね。少し表現形をもう一度考えたほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。

例えば、「10分の1湧水流量を担保にして農業用水として使う許可を得ている」とか、そんなふうにしなればいけないような気がいたしました。

清水委員長

具体的には、それでは「名寄川の水の10分の1相当の湧水流量を担保にして農業用水として使う許可を得て」ということでよろしいんですか。

いまそういう修正の、

長澤委員

それに対してご意見がもしあれば。

清水委員長

いかがでしょうか。

担保にしてというと、ちょっと分かりにくいかもしれませんね。
もうちょっと分かりやすい表現、何かありますか。

長澤委員

要するに、10分の1相当の湧水流量を基礎にして利水計画が立てられているわけですね、農業の方は。

ということですから、流量を損うとか、損わない、そういう範囲という表現ではないような気がいたします。

清水委員長

いかがでしょうか。文章表現の話ですので、一応この一部分を除いてほかを承認いただいて、この一部分については、ちょっと言い回しの仕方とかもう一度事務局と私と先生と相談して、次回この一文だけ追加承認いただくということでいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

そういうことで、よろしく願いいたします。

2) 天塩川水系河川整備計画について

清水委員長

次に、天塩川水系河川整備計画の原案について、前回の議論で皆様より出された指摘事項について、回答・説明・補足など事務局の方から説明お願いいたします。

井田課長

旭川開発建設部の治水課長の井田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、お手元に資料 - 2 という横版の資料がございます。これに基づいて、前回のこの治水に関する議論における指摘事項を中心に説明したいと思います。

まずは、1枚めくっていただくと、これ前回も見ていただいているんですけども、目標の流量について実際に洪水を起こした雨の降り方を基本に検討しているということを説明させていただきました。

簡単に復習しますと、右下の凡例で水色の部分が100mm以上の降雨、200mm以上の部分がこの濃い青になっています。見ていただくと分かると思うんですけども、この図で示したように、48年、50年9月、それと、56年について上流部を中心に、山地の中流部を中心に降雨があるということが確認できるかと思います。

これも前回見ていただいた図面ですけれども、天塩川流域は非常に細長い流域で、流域面積が全国で10位に対して延長が全国で4位ということですから、細長くて、そして名寄市、士別市といった流域の人口の55%を占める市町村が上流部にあるということ。そ

れと、こちらの方です。これでいくとこの辺です。それと、本川には岩尾内ダムがあって、一大支川の名寄川流域がここにあって、最も大きな市である名寄市がここにございます。

このようなことを説明させていただきまして、次お願いします。

過去の主要な洪水は、いずれも上中流域を中心に雨が降っているということ。それと、名寄市、士別市のように上流域に人口・資産が分布しているということを説明させていただきました。したがって、守るべきものが上中流域から下流までであるということです。

前回、旧川を利用した遊水地をつくった場合どのようになるだろうかというご指摘がございました。もう1度ちょっと図面の方に戻ってください。

これを見ていただくと分かると思うんですけども、旧川が多いのが、大体中川町など5、60kmぐらいのところですよ。特に、河口周辺はショートカットによって残された旧川が多く分布しております。

もう1度、5番に戻ってください。

これが、洪水調節施設の位置と効果の関係を整理したものでございます。

洪水調節施設をここではダムを想定して、上流部に設置した場合、洪水調節施設の効果が出るのが上流から下流まで出るということになります。仮に、中流域、もしくは下流域に設置した場合には、基本的には洪水調節施設は設置したところから下流に効果が、その部分しか効果がなくて、施設の上流では河道掘削等の対策が必要になるということです。このような特徴を持っていることから、できるだけ上流に洪水調節施設を設置したほうが優れているということ

を説明させていただきます。

これが、以前にも見ていただいたんですけれども、河川整備基本方針で定められている事項です。縦軸の方を見ていただきますと、天塩川の誉平、名寄大橋、真勲別。横軸の方を見ていただくと、基準地点、基本高水のピーク流量、洪水調節施設による調節流量、河道への配分流量というのが記載されております。

基準点で見ますと、誉平で6,400 m³/sのうち700 m³/sを洪水調節施設によって調節して、河道へは5,700 m³/sを流すと、このような計画になってございます。

名寄川の方で見ますと、1,800 m³/sの基本高水に対して400 m³/sを洪水調節して、1,400 m³/sを河道に流す、このような計画になっております。

これが、河川整備計画における目標ですけれども、同じく、ちょっと順番が先ほどの表と異なっておりますけれども、縦軸に地点、横軸に目標流量、河道への配分流量を書いてございまして、戦後最大規模の洪水流量により想定される被害の軽減を図ることを目標とするということで、基準点の誉平地点で4,400 m³/sについて、この実績の最大規模を主要な洪水パターンで検討いたしまして、各地点で真勲別では1,500 m³/s、名寄大橋では2,000 m³/sという目標流量を設定して河道への配分流量をこのように定めております。

これも以前に見ていただいたものですが、流下能力を整理したものでございます。横軸に、こちらが河口で、こちらが上流になります。こちらが流量になります。

先ほど申した整備計画の目標流量というのが、ここではオレンジ

色で示しております。それに対して、青が実際現在の河道で流せられるものということです。このオレンジが、整備計画の目標流量を洪水調節した場合の流量でして、縦断的に効果があって、できるだけ先ほど申したように、守るものは上流にあるので、上流側で洪水調節したほうがいいたろうということを前回説明させていただきました。

これは、同じものを名寄川で見たものですが、名寄川、こちらが上流になりまして、こちらが流量で、名寄市がこちらにございますので、できるだけ名寄川についても上流で洪水調節したほうが優れているということです。

前回、これまでの治水整備の進捗を流下能力で整理できないかといったようなご意見がございました。ここに河道整備のこれまでやってきた整備のイメージを記しております。

凡例の方をちょっと見ていただきたいんですけども、緑が昭和40年ごろの河道の状態です。見ていただくと分かると思います。こんな形になっております。堤防が、左岸側がなくて右岸側には小さい堤防がございます。川幅も余り広くない、このような状況です。

黒が、最新の測量による断面です。見ていただくと分かると思うんですけども、この部分を掘って、その土を堤防の方に盛るということで、河道の低水路の断面を広げながら、堤防を築堤して流下能力を増やすというような対策を進めてきました。

これが、昭和40年ごろの整備と、現在の整備を踏まえて流下能力を整理したものでございます。

先ほど見ていただいた図面と同じですが、左側が河口で、右側が上流です。縦軸が流量になっております。

現況の流下能力が、先ほど申したように青で記しております。昭和40年ごろの流下能力を過去の資料から概略求めたのが、このピンクでございます。

したがいまして、先ほどイメージで見ていただいたんですけれども、川幅を広げながら堤防を整備するということを昭和40年以降進めてきたことで、このピンクの流下能力だったのが青のところまで上がったということが分かるかと思えます。

現在の堤防の状況は、おおむね高さはある状況でして、今後その掘削とあわせて堤防を太らすということによって、この青い線を赤のところ近づけていくということになるかと思えます。

オレンジの部分と赤の部分については、洪水調節をできるだけ上流でやることによって縦断的に負荷を軽減するということが可能になります。こういったことを組み合わせていくことを原案では考えております。

次ですけれども、遊水地の検討について、地役権のことについて幾つかご指摘あったので、1度15ページを開いていただきたいと思えます。

これが、一般的な地役権による遊水地の整備の模式図でございます。こちら側が川になります。ここに家があるんですけれども、こちら側に人が住んでいるところになります。

堤防の高さはおおむねありますので、ここを切り下げて洪水時に洪水を入れるという形に、遊水地でいくとなります。そのときに、例えば家屋等はその洪水前提の土地から移転するということとなります。それと、洪水時には浸水を受忍するということとなります。

それと、河川区域の土地利用の制限ということですが、例

例えば遊水地内で盛り土をすると、その容量がなくなって洪水調節の効果がなくなる。減っていくということから、例えば盛り土の制限、そのほかに洪水が、非常に水が入るところですから、家を建てないといったような、そういったような制限をかけることになります。そのことに対して、遊水地を整備する際に地役権設定を伴う対価補償というものを行います。

じゃ、平常時はどうかと申しますと、平常時については営農などをすることが可能ということです。

一般的な遊水地の考え方を説明させていただきました。

これから、各治水対策案の比較について、前回の指摘事項を含めて少し詳しく説明してまいります。

これが、これまでも見ていただいたサンルダムと河道改修案、遊水地と河道改修案を比較したものでございます。一番上がサンルダムと河道改修案。そして2番目が、天塩川と名寄川の遊水地に河道改修を組み合わせた案。3番目が、名寄川の遊水地と河道改修を組み合わせた案ということになってございます。

この四角の中の数字を見ていただきたいんですけども、整備計画の戦後最大規模の洪水流量という目標に対して洪水調節を行って、河道への配分流量を、先ほど整備計画の目標の部分で説明したんですけども、3,900 m³/s、1,200 m³/s、1,800 m³/sまで下げようということになっております。これがサンルダムの方です。

ケース2はあとで説明します。

ケース3の方にまいりまして、こちらは同じく3,900 m³/s、1,200 m³/s、1,800 m³/sまで洪水調節するということで、名

寄川の流域に遊水地を設置するというような考え方になっております。

ケース2ですけれども、ここでは真勲別のところの数字が1,400 m³/sとなっているかと思えます。基本方針では、計画高水流量を1,400 m³/sということになっておりますので、河道への配分流量をできるだけ高くして、名寄川の遊水地をできるだけ小さくするといった場合にどうなるかということです。

その場合、名寄川の遊水地は、こちらで見ていただけると分かると思うんですけれども、小さくなります。一方で、名寄川の遊水地を小さくしたことで名寄川から天塩川への合流量が大きくなりますので、天塩川の本川の方に遊水地を設置したような形になっております。

ページが飛んで申しわけないんですけれども、下の19ページの方を見ていただきたいと思えます。

これが、先ほど申したように、ケース2の検討を以前に行ったものです。ケース1とかケース3も同じような形になるかと思うんですけれども、名寄川で1,200 m³/sの洪水流量を流すということです。ですので、できるだけサケの産卵床等ございますので、平水以上の部分を切って、こういった水が流れている低水路の部分をできるだけ残そうというような考え方になっております。

ケース2の方ですけれども、先ほど申したように、遊水地を名寄川で小さくして1,400 m³/sまで増やすとなると、低水路まで、この部分まで掘って、川の断面を広げなければならないということになります。したがって、サケの産卵床等への影響が出るということになるかと思えます。

左側の18ページの方を見ていただきたいと思います。

そのときですけれども、これは右側のグラフが河道の掘削量です。上のところに各ケースで説明してあるんですけれども、ケース1がサンルダムと河川改修案。ケース2が、先ほど申したような1,400 m³/sを川で流すことによって名寄川の遊水地を小さくして、本川の方を増やした案です。ケース3が、名寄川に遊水地を張りつけている。あと、河川改修を組み合わせたものということになっておりますけれども、見ていただくと、やはり名寄川で1,400 m³/sまで増やすということで、河道の掘削量が1,220万m³ということになっております。

左側が事業費ですので、ケース1、ケース2、ケース3を見ていただくと、やはり名寄川の掘削量が多いケース2が河道の部分で事業費が多い。これを右側を反映させたような結果になっております。

前回の委員会で各案を分かりやすく整理してほしいということで、28ページ、一番最後を見ていただきたいと思います。

3ケースの比較検討表を充実、集約させたものでございます。

いま治水の議論を中心に進めておりますので、その部分を中心に説明してまいりたいと思います。

ケース1、サンルダム+河川改修案がこちらにございます。ケース2が、天塩川と名寄川の遊水地と河川改修案。ケース3が、名寄川の遊水地と河川改修案ということになっております。

概要と流量の関係は先ほど模式図でご説明しましたので、割愛させていただきます。

事業費ですけれども、これまでいろいろな形で資料を提示したんですけれども、ここの中にそのほか家屋とかを合わせて整理したん

ですが、数字的には同じ数字ですけれども、ケース1がトータルで1,200億円という形になっております。それと、ケース2が1,320億円。ケース3が1,580億円と、このような形になっております。

それと、移転家屋数、用地補償については、見ていただくと、移転家屋はケース1が約40戸、ケース2が約70戸、ケース3が約200戸。用地補償につきましては、ケース1が350ha、ケース2が550ha、ケース3が1,060haと、このような形になっております。

それと、河道の掘削量でございますけれども、これは言わば事業費にも反映されますし、環境への負荷という部分にもつながっていくものですけれども、ケース1で1,000万m³、ケース2で1,220万m³、ケース3で1,040万m³という形になっております。

その下に、治水面の特性を整理しております。

まず、ケース1ですけれども、遊水地案であるケース2、3と比較して、新たに多くの用地確保が生じないため、治水効果の発現が早いと考えられるということがあります。ケース2は、一方、新たに多くの用地確保を生じて時間を生じるため、治水効果の発現が遅くなると。ケース3も同様に、治水効果の発現が遅くなるということになっております。

それと、次のポツ、この部分なんですけれども、サンルダムは基本方針に対応した規模で100分の1の確率規模に対応した形で設置しますので、中小洪水から基本方針で想定されている規模までの洪水に対して調節効果を発揮できるということになっております。

それに対して、ケース2、もしくはケース3の遊水地案でまいり

ますと、整備計画の目標流量に対応した規模で設置するので、それ以上の規模には十分な調節効果が発揮できないということと。その下のポツなんですけれども、基本方針に対応するためには、更に遊水地の改築、拡大等が生じまして、新たに多くの用地の確保や事業費が必要になってくるということを記載しております。

それと、ダムの方だけの特性として、洪水時に貯木効果があって、流木が流出して被害が起きることを軽減することに有効であるということを入れております。

次に、社会的影響という部分で、利水のことを飛ばして、治水のことを中心に説明させていただきます。

ケース2、3の遊水地案に対して新たな用地確保が最も少ないので、地域の影響は小さいということが考えられます。

ケース2、ケース3の方にまいりますと、ケース2では、広大な農地が遊水地となって制約を受けるということです。天塩川流域は農業中心のエリアですので、地域への影響は極めて大きいであろうということなのです。

それと、基本方針に定める洪水に対応するためには、更により多くの農地が制約を受ける。特に名寄川では、大半の農地が遊水地として制約を受けるということになっております。

一番右の方の特徴は、基本的な課題は同じなんで、割愛させていただきます。

それで、前回の委員会でこの代替案の検討について幾つかご意見がございました。

1つは、下のページで20ページの方に戻っていただきたいんですけども、名寄川の遊水地の洪水調節量を風連別川などに振り分

けられないかというご指摘がございました。

先ほどのポンチ絵で、言わば、この案でこの遊水地でいま300 m³/sカットするというものを、例えばこういったところに振り分けられないかというご指摘かと思えます。ケース2同様、これをできるだけ小さくしていくということにしますと、最大1,400 m³/sまでこの遊水地を小さくできるということになりますと、これぐらいの大きさになる。これはポンチ絵ですけれども、数字的には先ほどの比較表に入っておりますけれども、このぐらいの大きさになっていく。それを、では、そうしますと、名寄川からの合流量が増えますので、本川で洪水調節する必要が出てくるということになります。

これを張りつげるときに、例えば上流側、こちらの方に張りつけるということも可能です。要は、できるだけ名寄川の遊水地を小さくすると、本川で洪水調節の必要が出てきて、それを例えばこういったところに設置することはどうかということになるかと思えますけれども、上流域に行くに従って川の水位に対して地盤高が高くなる傾向がございます。

したがって、水深が浅くなるということですから、このケース2より本川の遊水地の面積が大きくなっていく傾向にあるということですから、このケース2が持っている課題、例えば、19ページもう1度お願いします。1つは、河道を掘る、1,400 m³/sまで河道にもたせる量が増えるので、掘る量が増えるということ。

18ページ、お願いします。

それに伴って、事業費が増えるということ。それと、ケース2が持っている、28ページの比較表、ケース2に記載してあるような

農地が制約を受けるといふ、ケース2が持っている本質的な課題は、同様に風連別川の方に振り分けても残るといふことを説明させていただきました。

21ページ、お願いします。

また、別のご意見として、ダム湛水区域に遊水地を設置したらどうなるだろうかといふご指摘もございました。

これが、ダム湛水区域に遊水地を設置した場合を検討したものです。これが、サンル川で、ここがいまダムを想定しているところになります。これが、サンル川の河床高といふことになります。これがサンルダムといふことになります。

今、洪水調節容量としては、ダムはこの部分からこの部分の間、この部分で3,500万m³ございます。これを確保するといふ形になっております。これに基づいて洪水調節を行うといふことです。

一方、右下の凡例を見ていただきたいんですけども、サンル川の右岸に遊水地を設定したときの周囲堤の位置を設定しています。また、ちょっと濃いオレンジ色の方が、左岸側に遊水地を設定したときの周囲堤です。

この部分は、遊水地がダム堤体を想定している付近では、山が近づいていて平地がないものですから、こういったところでは遊水地が設定できておりません。

これを見ていただくと分かるかと思うんですけども、1つは、山間部で平地が少ないので、なかなか面積を取れないといふことが1つ。それと、川の水位以上には、遊水地の場合、横にこぼしますから溜められないといふ、そのような特性があつて、複数の遊水地を設置しても、遊水地の容量はここに書いておりますように、約2

00万m³程度ということで、ダムのおよそ15分の1から20分の1までの容量となるということで、規模的には大部小さくなるということです。

その分、仮に名寄川のケース3で、名寄川の遊水地を小さくしたらどうなるだろうかというのを試算してみたのがこちらです。

もともとのケース3案では、この部分とこの部分に実線で引いた部分に遊水地を想定しておりました。ダムの湛水区域に遊水地を設置しますと、この部分です。この下のダムの堤体までの間は山間地で、先ほど申したように、遊水地が設置していないので、範囲から外しております。

この部分に遊水地を設置しますと、約200万m³。その200万m³分こちら側の遊水地を小さくするという作業をしますと、このぐらいまで小さくできるということになります。一方で、まだこれだけの範囲の遊水地にしなくてはならないということになります。

したがいまして、ケース3が持っている課題、広大な農地に制約をかけるという課題は若干解消はされますけれども、本質的に持っている課題は同様に持つということになるかと思えます。

このほか、皆さんのお手元に意見等をたくさん寄せられておりました、それを配布しておりますけれども、幾つかご意見が寄せられておりました、1つは、サンルダムの水位の低減効果についてです。その根拠や、どの地点で算定しているのか明らかにしてほしいということです。

これが、今ホームページにも載せてある水位の低減効果を示したものです。どんなグラフかというと、これが本川天塩川です。これが名寄川です。どの程度水位低減、整備計画の目標に対して効果が

あるかというのを、色で帯のように分けております。青いほうが20 cm未満で、この濃い茶色の方になってくると1 m以上ということで、また階層別と言うか段階別に分けて整理したものがこちらです。

以前、40 cmから110 cm、20 cmから80 cmというふうに記しているんですけども、これを縦断的に見ると、このような形になります。本川では20 から80 で、このように変化している。それと、支川の名寄川では40 cmから110 cmでこのように変化しているということになります。

また、これを算出するに当たっての河道の横断図といったもの、またそういったものは、今ホームページに、お手元の資料集に挟んでいるところです。これらをもとに、標準的な水位の計算手法によって算出した結果については、200 mピッチのより細かいものをお手元の資料集に挟んでおります。この資料集につきましては、会場には本日は配布しておりませんが、これまで同様、後日ホームページの方に発表したいと思っております。

もう1つ、開発局の方で、以前示したサンルダムでの56年の洪水に対する水位低減効果の根拠を示してほしいとか、もしくは56年の洪水でも安全に流せているので、整備計画の目標流量1,500 m³/sに対する水位についても、過去の水位と流量の関係から、氾濫しないであろうというようなご意見も出されております。

まずは、河川整備計画の原案では、先ほど申しましたように、誉平地点の戦後最大規模の洪水流量4,400 m³/sを対象に、主要な洪水パターンを用いて検討して、真勲別地点では1,500 m³/sという目標を設定しております。

流域委員会でこちらで示しているものは、それに対する水位低減

効果を示しているような形になります。その算出にかかる断面等については、天塩川流域委員会の資料集に付け加えさせていただいております。

9 ページを開いてください。

これが、名寄川の流下能力図です。昭和56年には、およそ約600 m³/sの洪水が観測されております。真勲別というところはこの地点になるんですけれども、およそ流下能力としては1,200 m³/sぐらいございますから、約600 m³/sぐらいであれば安全に流せるということなんですけれども、目標の1,500 m³/sに対しては、このオレンジのラインになるんですけれども、この青い線から見るとまだまだ安全には流せない状態にございます。これは、過去の水位と流量の関係から推定したということではなくて、現在の河道の状況を踏まえて、標準的な手法によって算出した結果でございます。

河道の状況に関するデータ等は、天塩川流域委員会資料集に示しているところでございます。

もう1つは、真勲別、安全かどうかというか、流せるかどうかという評価するときには、真勲別という1地点を見るわけではなくて、縦断的に川を見ていただかなければなりませんので、こういったところでは真勲別、更に川で洪水を流す能力、流下能力が小さいということが分かると思います。

また、水位の評価に当たっては、私ども安全に流せる水位として計画高水位という目標値を設定しておりますので、それ以上になると、安全には流せないということになりますので計画高水位、ここで言うと大体106.3 mになると思うんですけれども、目標にしているということになります。

ここまでが治水に関する説明でございます。あと、利水及び環境に対する前回の指摘事項について説明したいと思います。

これは、前回の委員会でダム直下と頭首工下流の減水区間の原因と改善について分かりやすく整理してほしいというご指摘があったものです。

あわせて、弾力的管理試験で環境の保全に取り組んでいるのが夏から秋ということで、冬から春はどうなっているんだろうかというようなご指摘もございました。

かんがい期間は、ここで示しておりますように、かんがいのための取水を行っておりますので、流況としては頭首工等で取ったあとの流況が悪くなるというような傾向がございます。

非かんがい期間は、かんがいを初めとする利水のための放流はないので、電力需要に応じて岩尾内ダムの発電所で発電をしておりますので、発電が停止したときに岩尾内ダムの直下でこういった減水区間が生じるということになります。

流況の改善の取り組みということなんですけれども、利水者の協力を得ながら、夏季から秋季にかけてダム下流の河川環境の改善を目的に、弾力的管理試験に取り組んでいるところです。

現在、秋から冬はまだ弾力的管理試験を行っておりません。引き続き利水者の協力を得ながら、弾力的管理試験というのは減電等の利水者への影響もございますので、利水者の協力を得ながら河川環境の改善に努めていくということを整理させていただきました。

これは前回も説明したものですけれども、河畔林の関係で、現状と課題といたしまして、明治時代にはハルニレ・ヤチダモ等、河畔林が多く自生していたのに対して現在はヤナギ林が多くて、ハルニ

レ・ヤチダモ等が一部にしか自生していないということです。色の方は、現在の状況ですけれども、ヤナギが赤く、河畔林数が多いということになっております。

26ページ。そういったことを踏まえまして、前回整理させていただいたのがこちらでして、洪水の安全な流下に支障を及ぼさないように治水面との整合を図りつつ、過去に多く自生していたハルニレ、ヤチダモ等に配慮した多様性のある河畔林を管理していく。具体的な取り組みといたしましては、ここに書いてあるような3つですけれども、樹木の管理にあたり、ヤナギを優先的に伐採し、ハルニレ・ヤチダモ等を治水面に支障ない範囲で残すなどの樹種を含めた河道内樹木の管理ということと、河道の掘削等にあたっては、水際の冠水頻度を高めるようなことを行って、多様性のある河岸の形成に努めるということ。最後に、高水敷の広い区間等では、治水面に支障のない範囲で低水路の変動を許容するということを説明しまして、この部分についてはこういうことの記述が入ったので、2の方から、現状と課題の部分についても、25ページの方を見ていただきたいんですけども、現状と課題のところにも流量の変動のもと、河川環境が豊かになることを現状と課題に位置づけられないだろうかということで整理したものでございます。

こちらの写真が、昭和22年から23年の米軍が撮ったと言われるものです。真ん中が昭和40年代、一番右が平成7年です。

見ていただくと、こういったところにあった砂州が現在は樹林化しているという状況が確認できるかと思えます。こういった実態を踏まえまして、河道は砂州の減少と樹林化が見られ、流量の変動や冠水による多様性のある河岸が減少しているということを現状認

識として位置づけようということで整理させていただきました。

最後に、27ページですけれども、旧川や防風林などの河畔林の横断的な連続性を検討すべきというご意見がございました。

こちらは、幾つか代表的な事例を整理したものです。これは河畔林が支川とつながったり、もしくは旧川の方とつながっている状況です。真ん中は、山林の方と樹林帯が一体となっている状況です。一番右が、防風林と樹林帯がT字型でつながっているというような状況です。

それを踏まえまして、このような形で、文章で提示させていただいているんですけれども、天塩川を特徴づけるテッシ、河畔林、旧川などについては多様な生物の生息・生育環境の場となっていることから、治水面と整合を図りつつ、その保全に努める。

河畔林については、生物の移動経路としての機能を有していることから、縦断的な連続性や周辺樹林地、横断的な連続性の確保に努めるということで、記載というか、整理の方をさせていただきました。以上です。

清水委員長

ありがとうございました。

ちょっと長かったんですけれども、前回の指摘事項に対する回答を中心に説明をいただきました。

本日は、まず前回議論した治水について意見交換を行い、それから利水・環境というような感じで進めていきたいと思います。

特に何からというわけではないんですけれども、前回の続きでもよろしいですし、また新しい話題でもよろしいです。何か治水のき

っかけに、どなたからでもよろしいので、ご意見をいただければと思います。

長澤委員

ただいまご説明いただきました地役権のところ、改めて確認をしたいと思います、15ページです。この地役権設定区域については、何か事があった場合、洪水をのみ込んだ場合の作物被害については補償はされない。それから、その後、砂礫等が入って土壌資源が大変劣化した場合の回復についても補償はされない。そういう設定ですね。あとは農業者が何らかの工夫をして対応すると、そういうことですね。

井田課長

一般的には、これまでの事例としまして、設置時に、遊水地を整備するとき一括して補償して、その後は特に補償はないという事例が多くなっております。

出羽委員

今のに関連してですけれども、つまり最初の設定するときに1回だけということですね。長澤さんが言われたのは、実際の洪水時に作物に対すとか、そういうものはないと。それに対して今大体そうだと。そうじゃない補償のあり方というのものもあるんですか、1回限りじゃない事例。

井田課長

河川管理者の方で遊水地を設置するというときに、現在の制度で一般的にやられていることは、今説明したような、設置時に一括、一括というか、地役権を設定して、それで補償するという形になっております。

出羽委員

そうしますと、その1回の地役権設定に対する補償というのは、これは具体的にいうと、どういう形で算定されるんですか。例えば面積に対してとか、いろんな条件があるのかもしれませんが、その辺もう少し説明していただければと思います。

井田課長

全国的な事例としては、地価の3割程度を目安に補償するというのが一般的でございます。

出羽委員

これは遊水地をつくった場合ということなんですが、これまでもいろんな洪水が起こって、氾濫が起こっているわけですね。そういった場合に、農地が洪水被害に遭った場合に、農家の人たちというのは、お互いにどういう、それに対する対策なり、またそれに対する公的な補償と申しますか、その辺の仕組みというのがもし分かれば。梅津さんでも結構ですが。今のは遊水地をつくった場合の地役権に対する補償という話だったんですが、実際の洪水氾濫というのは、これまでも何度か起こっているわけですね。農地が洪水被害を受けると。そういったものに対して農家の人たちがどういう対策を、

対策というのは洪水を防ぐという意味ではなくて、被害に対して、その農地の回復なり、金銭的な経済的な問題とか、そういうものをどうやってそういうことをやってこられたか。もしくはそれに対して公的な補償なり助成なり、そういうものがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいんです。

梅津委員

はっきり分かりませんが、作物の関係につきましては、共済制度というものがございます。これは水稲しか今まで存じておりませんが、今、畑作もこれらに入ってきておりますから、その制度があるぐらいで、あと行政とか、そういうところから、それぞれの能力に合わせた助成があるぐらいでないでしょうか。ちょっと詳しくは分かりません。

田苅子委員

大変大事な基本的なことですから、私から少し話しますけれども、問題は、遊水地に充てた土地というのは、これは個人の所有するものにあるのかどうかと、私は極めて重要なことだと思うんです。今、梅津委員からお話のあった共済制度というのは確かにありますけれども、その土地そのものが個人の所有地なのか、あるいはもう既に国の土地になっているのか、河川敷の一部みたいに扱われるのかですよね。それによっては、耕作権というのは、またいろいろ国との関係が出ると思うんですけれども、私は共済制度の対象になるということは、そういう場合には極めて答えは難しいんじゃないかと思うけれども、今即答は、ちょっと専門的なあれはないです。個人の

所有の土地になっているのかどうか。先ほど地価の3分の1ぐらいでという場合ですよね。その地価というのも、どういう地価になるのか。それから一般的に地価を決める場合の評価があります、標準価格ですよね。そういう中の3分の1なのか。しかも3分の1でそれは国に譲ってしまうんだと。国がそれを買収するんだと。しかも1回それを買収して、仮にそこで耕作権があって、そこに何かつくっていたとしても、災害に遭った場合には、それらについては全く見ない。それから土地が肥沃なところが全部水で持っていかれるんですよ。随分礫が入ったり大変な、それを今度復元させるためには大変なお金がかかったり、言ってみれば、耕作放棄をしなければならんような状態になってしまうというふうなことだと思うんですよ。そういう中で考えていかなければ、ただ、共済金が、私はそれはちょっと。自分の土地で何かを耕作するというならあれだけでも、対象面積からまず除外されるんじゃないかということもちょっと心配されます。そこら辺ちょっとまだ確たるものは私も分かりかねますけれども、それはあると思います。

前川委員

今の問題に関してなんですが、大変重要な問題なので、はっきりした今までの経過と、全国的な例とか、それから曖昧な話で論議できないと思うので、どなたかに調べてもらうのがいいんじゃないかと思うんですが。

清水委員長

今答えられるものは答えていただきたいと思います。

井田課長

今のお話で申しますと、基本的には地役の権利を設定するわけですから、個人の土地のまま地役権を設定して、その設定したものに對する対価を補償するということになります。個人の土地ですから、この図の下の方に書いてあるとおり、平常時は営農とかは可能ですけれども、洪水を受け入れることを前提とした営農となるということになります。

清水委員長

洪水のときは補償しないと。

井田課長

そうです。

清水委員長

全国事例を調べてもらうということについては。

田苅子委員

そうならば共済の対象になるんだと思うんです。

前川委員

今、田苅子委員がよく分からないところがあるというようにおっしゃったので、もうちょっとはっきりさせた方がいいんじゃないでしょうかという意見です。

清水委員長

今ではっきりしていませんか。

前川委員

市長さんが分からないというのは。

田苅子委員

個人の所有物になるのか、あるいは国のものになるのかが判然としなかったんですが、今、いわゆる遊水地として利活用するためのお金は払いますと。でも言ってみれば、所有権は変わらないんだという話を今されたとなれば、それは共済金の対象になっていくと、私はそれは思っています。

出羽委員

初歩的な質問で申しわけないんだけど、共済制度というのは、農家の人たちが積み立てるといいますか、出しておいて、そういう災害時にそれで補償するという制度で、それは今のあれですと、恐らく遊水地になっても、対象にはなるだろうということなんですね。そんなふうに確認していいですか。

それともう1つ、これ前からもらって、ちょっと気になったんですけど、確かに堤防決壊して洪水が起こった場合に、礫だとかいろんなものが流れ込むと思うんです。ひどい場合ありますよね。こういう遊水地で堤防を低くして越流させると。そういう場合に、実際にそういう礫とか、遠くてもそういうのは流れ込む可能性はあ

るかと思うんですが、礫なんか流れ込むものですかね。その辺ちょっとどなたかお分かりになれば。

黒木委員

直接破堤した場合に比べれば少ないでしょうね。ただ、その川の置かれている場所によって入る場合も当然考えられますし、それから越流後の処理の仕方によっては、その部分が掘れて、地下に眠っている砂礫が拡散をしていくということは十分考えられます。これは、ですから施設としてのつくり方に注意をして、できるだけ遊水地として利用する場合には、穏やかに水が広がっていくような努力がやはり必要だと思います。その場合でも、川の方から直接入り込むものが全くないというふうには思いません。

前川委員

単純な質問なんですが、今、共済の方で補償される場合があると。そのほかにも公共の方をお願いする場合もあるといった場合に、その公共というのは、例えばそこに住む市なり町なり、それとも国ですか。

梅津委員

作物の関係につきましては、共済組合というものがあまして、組合で賦課金を取って何ば、例えば100でなくて、この作物については何%まで補償しよう、全滅でありましたら何%まで補償しますという、そういう約束事がありまして、その制度にのっとった補償がなされるということです。

前川委員

よく分からないのであれなんですが、共済といった場合の基盤は、農家の方たちでつくっている共済ですか。

梅津委員

そうです。

前川委員

そうしたら、その中には、例えば国とか市なりからの補助はなく、農家だけでつくられていると。

田苅子委員

小河川がよく氾濫するんですよ。私も市の災害対策本部の委員長ですから、現地にももちろん臨んで、災害の状況がどれくらい被害があったのかというのを調査します。一番受けやすいのが水稲、水田、水の下ですよ。一応水は引くんですけども、例えば最も開花期の大事なときだとか、そういうときに水浸しになってしまうと、収穫は皆無みたいになってしまいます。そういうときには、農業共済組合というのがあって、普段は掛金をちゃんとして、一部国からもそれは資金が入っていると思うんです。そういう制度で災害があった場合には、それはみんなで互助的にお互いに普段積んでおいたもので、災害を受けたところの人が恩恵に預かると、そういう制度があるんです。ですから、それ以外に市から直接的に災害が、被害あったから助成するとか、まず最初に、共済組合制度の中で処置をす

るという、そういう仕組みになっているんです、農業団体として。

肥田委員

それぞれの町村で多分違うとは思いますが、剣淵なんかの場合は、水害があったときに、農業被害が出た際には、本当にごくわずかなんですけれども、融資制度があって、それに対して利子補給をすとか、そういった町としての助成制度は、たまたま措置することはございます。これは各市町村全部違うと思いますけれども。

出羽委員

先ほどの礫とかが流れるという話ですが、そうすると、比較的中下流域といいますか、そういうところで遊水地を設けた場合は、そんな礫が流れ込むというのは、恐らくそうないだろうと。よっぽど上流で傾斜が急とか、場合によっては流れ込む場合もあるかもしれないという程度で、それが非常に大きな障害になるということは、恐らくないだろうなという印象を受けました。

それともう1つは、そういうもし要件があれば、いわゆる水害防備林といいますか、それが本来洗堀とか、それを防いだり、洪水が起きた場合の流れを緩やかにする役目ですから、そういったものによって、恐らく防ぐという手もあると思うんです。

これもまた初歩的な質問なんですが、そういう礫とか倒木とか、そういうものが大量に流れ込むと、これは大変なことになると思うんですけれども、緩やかな洪水といいますか、ある程度土砂が、微細な粒子が流れ込んだり、そういう場合というのは、農地というの

は、かえって肥沃になるということは考えられませんか。初歩的な質問で申しわけないんですけども。

清水委員長

中下流だと、今度土砂、礫の心配はないけれども、ものすごい細かいシルト、ヘドロというか、そういうのが心配になってくるかなと思うんですけども。

梅津委員

実は収穫になる部分の補償はされますけれども、土砂に埋まったり水で倒されたり、倒れない部分もあるかもしれないけれども、ほとんど倒れますよね、水の圧力がかかって流れますと。この後始末、黒木先生がいつもおっしゃっておりますけれども、急流地帯での遊水地はということなんですけれども、そういうところで全然波が立たないで、穏やかな状態で水がずっとおれるかどうかということは私としては考えられないので、恐らく何らかの被害、表土が流されるとか、いろんな被害が出てくるんだと思うんです。この後始末というものが、個人にみんなかかるとしたら、これは大変なことなんです。そのことは当事者でなければ分からない大変なことがあるというふうに思っております。

田苅子委員

オーストラリアが大変な干ばつで悩まれて、ここ数年、大変な状態に置かれているんです。それで、知人から送ってきた手紙、前にここでも紹介したかと思えます。あれを見て分かるように、あれは

ダムが干上がった状態です。全くまさに亀甲石の亀の背中です。あれと同じ状態なんです。ですから、そういう状態になった農地というのは、大変な状態に置かれると私は思っていますし、せっかく土づくりをしてきて、しかも柔軟な感じの土の作物を育てる環境をつくってきたのに、1回水がそれだけ入ってしまいますと、それは全然大変なことだと思います。畑なら、なおさらそういうことだと思うんです。肥沃なところが、全部水で流されてしまうというふうに理解された方が、私は長くこのことで議論する必要はないのではないかと、そう思っております。

清水委員長

ありがとうございます。

ほかになければ、これも含めて、治水に関してご意見ありませんか。

橘委員

一言だけ。今のお話で、遊水地にそういう畑地があると。それを北海道ということで、みんな苦労して作物をつくられておるわけです。遊水地の中に、そういう個別の努力が個別にやられておると。そこを誰ということになしに、水害というのはそうですね、だあつと来ると。そういう何か整合性というんですか、そういう歴史のある農作業に対して、遊水地の中の農業をそういうことで守れるかどうかと。分かりますか。

清水委員長

分からないです。もう一回言ってください。

橘委員

例えばここのお米はそれなりの苦勞をしてつくられているところだと私は思うのです。それを個人個人の努力で、洪水になったときに、それを回復できるか。

清水委員長

もし遊水地にするとしたらということですか。

橘委員

そうです。そういうことはどんなものですか。

田苅子委員

全く不可能だと思います。

清水委員長

もし遊水地にして、そういう被害が起きたときにどう対応するかということ、この委員会で話し合えということですか。

橘委員

委員長でも意見があればですよ。

清水委員長

橘先生はいかがお考えですか。

橘委員

私はこういうところなんで、遊水地はやっぱり特別な、個人で扱える土地でないということで、全体のそういうものができるまで、国で面倒を見るような施策も要るんでないかと。

清水委員長

遊水地をつくって、その遊水地内に浸水して被害があったときは、国で全面的に補償するような制度をつくれということですか。

橘委員

それが望ましいのではないかと。

清水委員長

そうできればいいんでしょうけれども、そういう制度では。そういう意見も当然あるかもしれませんが、そういうふうにはなっていないというのが現状なのではないでしょうか。

出羽委員

現状がそうならないというのは、そうだと思います。ただ、その辺は検討する余地がないのかどうかという問題が1つと、もう1つは、今、回復は全く難しいと言われましたけれども、現実にこれまで起こった農地に対する被害というのは、苦労しながら回復しているわけですね、現実に。ですから、前川委員が言いましたけれども、そういうことも含めて、本州その他の遊水地で、どういう仕

組みになっていて、この場合、確率は何十年に1度でしたか、40年でしたか、70年でしたか、遊水地目標流量に対しては。少なくとも3, 40年か、70年に1度起こるという確率のものですよね。そういった場合に、本州ではどういうふうに農地の回復なり、実例として、どういうふうに苦労してやっているのかとか、そういう資料を少し出していただいた方が分かりやすいんじゃないかというふうに思うんですが。

本田委員

私どもの方には、この遊水地というものは余り関係ないのかなと、思っていますけれども、例えば今私どもの方で、牧草地にもし水が入ってきて洪水になったら、それは国の補償でもしっかりやって、そういう場合には別にして、そういう水が入ると、多分二、三年は牧草は取れないんだらうと、そういうことから考えますと、私どもの方の地域においては、なかなかそういう遊水地をつくるということは大変難しい問題なのかなと、このように思っています。

黒木委員

本州の事例を集めて勉強するのは結構だと思いますが、いろんなことを考えますと、北海道の地価というのは非常に安いわけですね、本州に比べまして。その3分の1でありますから、1回水が入りますと、私の周りを見ていまして、大体3年間の減収はやむを得ない。それで補償金はパーです。その後、また何回水が入ろうと、これは未来永劫、子孫はずっとそれを耐え忍ばなければならんと。私としては、なかなかそういうことはやりたくないなと。本州のよ

うに、宅地並みで非常に地価を高く見積もってやった例はないわけではありません。その場合には何とかなるかもしれませんが、北海道ではまず不可能ですから、営農そのものが成り立たなくなる。

それともう1つは、遊水地に土地を使わせていただくときに、地役権によらず、買い上げという方式も当然あります。ただ、その場合には、非常に広大な土地を提供していただかなければなりませんから、この地域の経済が成り立たなくなる。そこのところまで考えると、遊水地というのは、どちらにしましても無理じゃないのかなと。何か別の方策を考えなきゃいかんのだろうと、それが私の思いであります。

橘委員

少しだけ先ほどちょっと興奮したんですけれども、この天塩川の流域という特殊性があると思うんです。そういうことを意識して、どのような特殊性があるかということをはかの事例で調べて、この特殊性を発揮させて、それから考えていただきたいと思います。

清水委員長

具体的にはどうということ、特殊性。何かこう話し合う。

橘委員

具体的には、実際この対象とする遊水地にどのような今作物が植わっている、その土地を造成するのに、どのくらいこれまで苦労されてこられたかというようなことを、やっぱり本州と違うと思うんです。その辺をまずはっきりさせた方がいいだろうと。それは地元

の田苺子さんはじめ、ご意見が一番問題になると思うんです。

田苺子委員

前にも私は何回も申し上げたと思うんですけれども、出羽先生が今40年とか70年とか、歴史的な経過を少し資料として勉強して議論したらいいじゃないかというお話だったと思うんです。私は最近の異常気象という言葉は何回もここで使ったと思いますけれども、大変な変わり方なんです。今回の雪の降り方を見てもそうですし、雨の降り方を見ても、過去のデータを信用するようなことができないような状況に変わってきていると。だから自然はどんどん変わっていつているんだということになると、過去のデータも大事ですけれども、余り頼り過ぎても、全然現実とは違うよということも、ある面ではあるというふうに私は思っております。

それから、長いこの北海道の厳しい開拓の歴史の中で、農地というのは、みんなの汗と血の結晶で作り上げてきた土地に対する愛着というのは、私はすごいものがあると思うんです。それを確かに災害というその危機を回避するために、今から遊水地という用意もいいんですけれども、だったら、いっそのこと、受けるときに受けて、そのときの一発勝負だと。あえて今から遊水地をつくらなくたっていいじゃないかというぐらいの、これは暴論になるかもしれませんが、そんなような気が、逆にするぐらいです。ですから、私はやっぱりそういうふうに、今北海道の、特に農業を中心として発展をしていつているこの名寄、士別、基幹産業を中心としているところからすると、この話が逆に通ずるのかどうかと、農家の人方にですよ。ですから、そういうことを考えると、私はここだけの議

論で、こういう形で終わらせていいのかどうかということをしみじみと感じますので、農業者の気持ちを大事にしなければならんし、そんな中から、私はこの問題の結論は導き出すべきでないか。これは参考までです。

出羽委員

この前も言いましたけれども、天塩川流域の基幹産業の1つの大きなものは農業ですし、それは守られていかないといけないし、僕は素人ですから、農業についていろいろ教えてもらわないといけないんですけれども、基本的に全くそう思います。

ただ、なぜこういうことを言うかといいますと、自然環境との調整をどうするかというのは、大きな命題として、これは全国の河川でも、国の審議会としても、そういうことが課せられていて、この天塩川についても課せられているわけです。ダムというのは効果があるのは分かるわけです。ですけれども、それによって自然環境はどうなっていくのかという、もう一方の問題があるわけです。ですから、その調整をどうするかというふうに考えたときに、恐らく自然環境の方も農業の方も利水の方も、どこかである意味で妥協といえますか、譲るといえますか、うまい知恵を働かせないと、これは成り立っていかない。そこに僕は基本を置いているわけです。ですから、農業をつぶしていいなんて全く思いません。ですから、ケース3というのは僕は反対だと言いましたけれども、あんな乱暴な案だったら、どうしようもないと思います。ですから、とにかく治水その他についても、流域全体で考えるべきですから、そこで今問題になっているのは一つは名寄川。名寄までは流下能力とあれば、

何か結構いいみたいですがけれども、その下の美深とか、その辺になると思うんですけれども、それをどうやって調整するかというところなんです。ですから、そのためには、ダムをつくっても洪水はなくならないんです。問題は、ダムをつくるとか遊水地をつくるということが目的じゃなくて、洪水防止をどうするか、利水をどうするか、環境保全をどうするかということが目的ですから、ですから、そのためにいろんな情報を出し合って、その上で判断していくと、そういうことが必要なんじゃないか。だから、そのためにはやっぱり。本州の資料がそのままここに当てはまるかどうかは、それは分かりませんが。

それからもう1つ言いますと、石狩川流域委員会、千歳川放水路の問題がありましたけれども、あそこは相当広大な遊水地ということになったわけです。それはこれから始まるんだと思いますが、そこでどういう議論がされたのかということも、1つの参考になるかもしれない。ですから、そういったことも含めて少し事例を出してもらった方が、今後議論するためにいいんじゃないかと思うんですが。

清水委員長

私の印象ですと、農業関係の委員とか地元関係の委員の方は、遊水地なんかつくられると農地自体はつぶれしまうので、どうしようもなくなってしまふので、議論の余地もないような感じ。遊水地というのは、ちょっとまずいいんじゃないかという意見が多いような感じがします。それに対して、ほかの地域から来ている委員の方は、ダムは影響が大き過ぎるので、遊水地も考えた方がいいんでな

いかという感じだと思うんですけども。

黒木委員

ほかの地域から来ている委員というと、私もそれに入るんですが、私はダム賛成ですし、遊水地は絶対反対です。

清水委員長

そういうふうに2つに分かれているような。ちょっと地域で分けたのはまずかったと思いますけれども、ちょっと2つに分かれているような感じは。

前川委員

僕はやっぱり遊水地がいいと思っていますが。この土地じゃありませんから、済みませんけれども。

今の開発の方が一生懸命つくられた案は、どう見ても不自然に見えるんです。それで、例えば47-1、過去の流下能力の推定というところと、それと最近の大きな水害が出ているのは、名寄から河口に向けて起こってるようです。それで、この過去の流下能力というか、過去のところは問題ないんですが、今の流下能力のところ、青で書かれているところを見てもらうと、一番問題になる例えば誉平とか天塩とか、水害が起こりやすい、一番問題になるようなところを水害をなくそうとすると、別にこの天塩川の流下能力が、いまだに低いところを相当高くすることによって、それは遊水地であってもいいし、ひょっとして川幅を広げることであってもいいかもしれませんが、それによってできてしまうんじゃないかという気がす

るんです。というのは、美深までは、流下能力はほとんど目標を上回っているんです。そうですね。僕の理解はおかしくはないですね。そうすると、起こりやすい音威子府とか天塩とか、そこら辺までも含めた、全域を含めた流下能力を高める、あるいは水をためるといったようなことを、もう1度考えてもいいんじゃないかというように思うんです。僕の理解、間違っていますか。

清水委員長

オレンジのところまで青線を上げたらどうかという話ですか。

前川委員

そうですね。オレンジまで上がるかどうか分かりませんが、とにかく美深から音威子府の間は、誉平のちょっと手前までは、相当流下能力は低いですね。これを高めることによって、今みたいなことをカバーできないんでしょうか。

黒木委員

それでいいんですか、その配分の仕方です。これを全部河道で持たせて、河道をどんどん掘るんだというんなら、それも1つの考えです。ところが環境との絡みで、河道をこれ以上掘れないだろうとか、掘るにしてもある程度だろうと。そうすると、その残りはどこか上流で処置しなきゃいけないねと。それが今は遊水地であったりダムであったりしているわけです。

前川委員

だから、その遊水地をもっと全域に広げる形にできます。あるいはまた、今先生おっしゃるように、河道を広げる場合もあり得るかもしれない。ダムをつくるよりもましなら。

黒木委員

ましかどうかは、それは立場によって違うと思います。

前川委員

これから多分環境の方に、まだ環境の方は全く話ししていないので、どちらかという、結局いかに折り合わせるかということだと思うんですが。その話が入ると、もう少し議論が深まるかなと思いますけれども。

出羽委員

そうしますと、名寄までかと思ったんですけれども、美深まではほぼ流下能力と、この目標流量は対応していると押さえているんですか。名寄までは、これを見てもはっきりしていると思うんですが。そうすると、もう1つ問題は、名寄川の流下能力と目標流量の差があるんですよね。その点なんですが、先ほどの42ページ、治水のところの。ケース1、2、3と出ていますが、その2案で、名寄川の遊水地を縮小した場合に、名寄川は1,400 m³/sまでということですね。この場合は、そこに対応するように、河道拡幅なり河川改修で対応するという意味なんですか。それでいいんですか。

黒木委員

私の理解でよろしければ。1,400 m³/sというのは、方針レベルのあれですから、将来的には、そこまでとにかく拡幅しなければいかんと。拡幅といいましょうか、1,400 m³/sを流せるようにしなきゃいかんと、河道にですね。それを先取りして、今全体のバランスを考えれば、1,200 m³/sぐらいがちょうどいいかなというのがご判断でしょうが、仮に1,400 m³/sに先取りしてやったら、遊水地は少し小さくなりますよねと。1,200 m³/sというか、サンル川の能力を1,400 m³/sまでしたという。ただ、これも調節量がまた少し増えますから、もう河道はいっぱいですから。将来的にもし遊水地方式でやるとすれば、今の遊水地を更に広げなければならぬ、将来的にですよ。それが少しということじゃなくて、大きな面積になるだろうというのが、前に出していた資料です。

出羽委員

それで、ちょっと前から疑問に思っていたんですが、具体的な質問がまず1つなんですが、昭和56年8月の最大流量のときに、そのときの洪水で名寄川流域で1,265 ha、洪水氾濫面積があったというのが資料で出ているわけです。その前も洪水があるんですが、56年8月とか48年。そこは非常に桁違いに氾濫面積が低いんです。この昭和56年8月の1,265 haの氾濫、名寄川流域で。これは外水氾濫、堤防決壊ですか。それでこんなに大きくなったんでしょうか。それとも内水氾濫も含めて。それをまずちょっとお聞きしたいんですが。

清水委員長

それ事務局の方から。話が飛んでしまったんですが、さっき遊水地の話が解決しないうちに。遊水地の話はするんですけども、まず遊水地にすると、農業の営農について問題があるので、遊水地自体は導入しがたいというご意見と、もっと全国的な例やなんかも調べて、完全には否定せずに、一緒に議論していったらどうかという意見と2つに分かれているんですけども、まず全国的ないろんなほかの例、石狩川も含めて、計画の例なども含めて調べてそれを議論するのか、それとも遊水地自体、こういう地域では難しいということにそうしないのか。その辺は2つに1つではないのかと。

酒向委員

天塩川水系河川整備計画についてのパワーポイント集の16、平成13年9月の主な洪水状況、ここを見ていただきたいんですけども、ここで実際内水氾濫で、天塩川本川、左岸、水がいっぱいいています。その後、ここがどのように回復したのか、ちょっとこの辺も参考にさせていただきたい。

あと、実際これは内水なんですけど、こうやって見ると、遊水地みたいな役目をしているわけです、この時点で現に。農家の方もいろいろ苦労なされて、ここに水があったと。その後の状況と、こういうように完璧な遊水地でなくても、このように実際機能している現状があるわけです。56年8月の状況にもしても、名寄近辺はやっぱり内水が多いんです。そうしますと、内水の方で水を抑えて本川に流し込んでいない部分があるわけです。これが逆に言いますと、遊水地の役目を実際していたわけです、水を抑えたんですから。そ

のようなことをまたやれとは言いませんけれども、その原状回復はどうなったのかということも知りたいので、農業の状況がどうなったのかというのが分かりますよね。それも知りたいので、ここ以外の情報も収集する必要があると思います。

黒木委員

実際内水がついたから、ここは遊水地と同じだというのは少し乱暴な議論で、もともと農業地域に関しては、ある程度の水がつくのは許容すると、そういう基本の上に治水計画そのものが成り立っていると。当然それを少なくする努力は、河川サイドもしかりですし、農業サイドも一生懸命やっておられる。これは前回にもそういうことをお話したつもりでございますけれども。ただ、あくまでも河川施設として堤防で囲い込んで、そこに水を入れる遊水地と、それから現状で内水があふれている状況、これを一緒にするのは、ちょっといかなものかなというふうに思います。

酒向委員

先ほどのパワーポイント集の15、16で私が言いたいのは、この後の農業の原状回復は一体どのようになっていたのか。実際3年間、これで農作物は取れなかったのかという先ほど議論が出ましたので、そのいい事例がここにありますので、こういうこともありますので、このほかのそういう事例も調べてほしいと。

清水委員長

サロベツ川の事情が分かる方いらっしゃいますか。

本田委員

詳しくは分かりません。ただ、私ども天塩町は牧草、大体中川から下の方は牧草が主ですから、そういうところは非常に砂が入ったり、そういう小さいいろんなものが入ってくると、これは大体1戸の農家が50haぐらい持っていますから、これは水田なんかと違って、私、水田のことはよく分かりませんが、これはもう二、三年は、到底牛を入れることも、草を刈ることもできない状況にあると思っております。

酒向委員

サロベツにおいて、実際乾燥化して牧草をつくるというのは、それが現状かなと思います。しかし、牧草をつくる前の状況を聞きますと、1回天塩川が氾濫すると、サロベツ地区に水が3日4日ついているんだよと。それが逆にサロベツの方がゆっくりとそれから水を吐いて、本川に水を出すのを遅くしていたということも、地元の方に聞きまして、それを今乾燥化させて使っているという状況で、現在の経済状況においては、やはり厳しいものがあるかなと思います。しかし、平成13年9月の、ここで追っかけてほしいのは、では民間の方は、ここでどのような苦勞をなされたのかということです。共済が出たのか、その後、どうやって回復していったのか、その辺ちょっとお聞きしたいというか、調べてほしいと思います。

清水委員長

分かりました。いろいろありますけれども、調べていただくこと

にいたしますか。事務局の方、これも含めていかがですか。

井田課長

ちょっと補足になるんですけども、16ページの氾濫は、内水の氾濫ということですので、遊水地の場合は、先ほどからご議論をされていると思うんですけども、外水をこぼすということが目的ですから、そもそも入ってくる水の質が全く違うであろうというのは、容易に想像がつくことかと思えます。

それと、15ページの方で、56年の洪水の状態ですけども、見ていただくと、今から25年ぐらい前になると思うんですけども、内水と外水が混在しているということです。これはよくあることなんですけれども、内水氾濫が起きて、それで外水の方も耐えられなくなって、外水氾濫も起きるということなんですけれども、要は混在しているということで、25年前のことを、これ以上細かく厳密に仕分けるのは、資料としては、これ以上は難しいということです。

出羽委員

堤防決壊はしていないんですか。

井田課長

それで、その話をちょっとしようと思ったんですけども、56年は、真勲別地点で約600m³/s、説明の中でさっと説明したんですけども、600m³/sということです。ちょっと見ていただきたいのが、今回の資料の下で9ページです。右肩で48ページです。

清水委員長

名寄川流下能力。

井田課長

そうです。全川を見ていただくと、これ現時点の評価ですけれども、真勲別地点でいうと1,200 m³/sぐらい流れると。少ない真勲別の上流のところ、約7,800 m³/sが流れるということで、約600 m³/sぐらいの流量であれば、流せられるということは、この図からも確認できることかと思えます。

流域の治水対策をどう考えていくかということに関しては、誉平地点で戦後最大の洪水となった4,400 m³/s、これを対象に、各降雨パターンでチェックをしていこうという作業をしております、その検討を踏まえて、目標流量は、このオレンジ色の1,500 m³/sということで、これが経験したものの洪水に対して各降雨パターンについて検証した結果ということですので、それに対しては、現時点では、まだまだ安全とは言えないということになるかと思えます。

清水委員長

ほかの例を調べるというようなことについて、調べられますか。

井田課長

どのような資料。

清水委員長

遊水地の。

井田課長

遊水地については、一般的に全国的に取り組まれている事例は、私ども調べたことがあるんですが、まず本州との違いは、先ほどちょっとその話も触れられたと思うんですけども、非常に兼業農家が多いと。こういう特徴があります。北海道におきますと専業農家が多いということで、やはり農業経営に与える影響は同じではないということが、1つ目の特徴だと思います。

2つ目の特徴は、遊水地をつくっていく場合に、先ほど地役権のところのポンチ絵を見ていただきたいんですけども、流下能力図の変遷のところでも説明したんですけども、大体この流域、堤防の高さはございます。ただ、やせていて、目標とする計画洪水に対しては安全とは言えなくて、部分的にまだ太らせたいという整備をしていかなきゃいけないということになっておりまして、本州の多くの事例を調べたところ、もともと堤防がないところ、つまり普段から水がついているようなところで、こういう困うことによって、洪水調節の効果も期待できると同時に、あわせて結局周囲堤を廻すということですから、幾分か安全度も上がっていくということで、営農にとってプラスになっていくというような事例が多かったと思います。この流域の場合は高さがございますので、要は今より切り欠いて、洪水が入る頻度が高くなるということを前提に、農業経営が可能かどうかということになってくるのかと思います。

前川委員

申しわけないんですが、結局その資料は出していただけるんですか。いま見解は伺いましたが、資料を見てみたいと思うんです。結局その資料を見ても、その資料を参考にしかできないと思うんです。やっぱり天塩川は天塩川独特のものがあるので。でも、何も参考にするものがなくて検討するよりは、いい論議ができると思うんです、あった方が。それで今言われたようなもともになった資料は出せるんですか。

井田課長

資料整理してみたいと思います。ただ、基本的な、調べてみたときの全体の傾向というものは、今説明をした内容で、資料の方は整理してみたいと思います。

清水委員長

次回、資料をいただいて、それをもとに皆さんの意見を伺うということによろしいでしょうか。

出羽委員

それによろしいんですが、それから先ほど石狩川、千歳川もまた天塩川とは条件は違うんだとは思いますが、そこで遊水地に決まっていた過程で、どういう議論がなされたかというのも、これ1つの参考になると思うので、それも加えていただきたいというふうに思います。

井田課長

千歳川の遊水地の場合は、非常にあそこは勾配が緩いところです。したがって、その容量が非常にとりやすいという、やはり山間地域でつくるのと違うというのが基本にあると思います。整備計画自体はホームページにもアップされておりますので、また議事録もそこで公表されておりますので、次回、資料として配付することはできるかと思えます。

清水委員長

ホームページ等で公開されているので、それをコピーして渡してくれるということです。

出羽委員

石狩川流域委員会は、もう10何回やっていますね。全文公開されています。その中から探せばいいんですけども、これまたなかなか大変です。

清水委員長

必要な関連したものを資料として出していただくと。

出羽委員

それをできればありがたいと思います。

肥田委員

多分それぞれのお立場で、とても大事なことをおっしゃっている

んだと思うんですけども、地元に住む者として、いろんな願いを私自身も持っています。基本的にこの計画を総体的につくるという部分では、ダムにするのか、遊水地案にするのか、この3つ出されている案のどれかを選択しないと進んでいけないということですよ。そういった部分では、ある程度次回なら次回でも、それが乱暴だとするならば、その次でもいいんですけども、どこかで1回そこをきちとはっきり結論を出していただかないと、何かいつも何かの資料、何かの資料ということで、どんどんどんどん延びていって、いつになったら終わるのかなというのが、ものすごく私自身、非常に困っているわけじゃないんですけども、いつも出ていて感じる事なんです。それで、どこかで目途をつけていただきたいというのが、非常にそういう願いを持っていますけれども、そのところいかがでしょうか。

田苅子委員

私から話しさせてもらいたいんですけども、出るたびにいろんな問題の資料、資料を求めてまたその次の議論して、また資料というようなことの繰り返しということで、本当に私は大事なことから、それは分かったとしても、いいんだろうかどうかというところが1つ懸念されます。

それから、大事なことを私は、治水と利水の関係で議論を深めていく場合に、今の遊水地ということになると、その対比させるものというのは、やっぱり治水の関係で、遊水地はダムということをまず頭に描きながら、これは議論されているんだと思うんです。そうすると、ダムを中心に、意見が2つに流れがもうでき上がって

いるんだと。その中でいろんなことをやりとりしているわけなんですけれども、本当に今の天塩川、名寄川は、ダムが必要ないんじゃない方が私はそれでいいんでないかと。それから極端ですけれども、そんなに遊水地をつくるために広大な農地を犠牲にするというような、これは犠牲という言葉は合わないかしらんけれども、そういうことの問題の取り上げ方と、むしろ何十年に1回だったら、このエリアを見ても、地価が非常に安いとか、ここからここまでは遊水地側になるとなったら、災害があったときには、すぐ家はここから危険を避けてもらうとか、そういうことをやってあげればいいんであって、あえてここは遊水地ですよと、農地は何ぼで払いますと、そういう難しいことをやっておく必要ないんで、ここは遊水地として国の方で考えているところですから、万が一そういうときには、皆さんにひとつご迷惑がかかりますから、普段からこういうことをみんなの頭の中に入れておきましょうとか、私はそういうことだけではないかなと思うんです。

それと、今、利水という中で、これはやっぱり生活用水、飲用水中心にそれが出てくるんだろうし、そういう意味からすると、これは工業用水とか農業用水とか観光、いろんな分野の利水ということになると思うんですけれども、名寄市との関係で前にもおっしゃいましたけれども、本当に名寄が水がなくて飲用不適水を、それをどうしても利用しなきゃならない状況から、何とか回避したいということがあったら、どういう回避する道があるんだろうかということになってくると、どうしても負担はいろいろあるけれども、これ以外には道はないんだということになったら、前に申し上げましたように、そのマイナス部分をいかにしてフォローアップして、

河川に与える、自然に与える影響というものを最小限に抑えていくかという議論に、私はここら辺で集中しなかったら、何か同じことの繰り返しで、本当にこれでいいんだろうかどうかと、私はそんな疑念を抱きながら、今日は何時に終わるんだろうか。話は大分前に進むんだろうか。そんなことを思いながら、率直に言えば、そんな気持ちで出てきております。

酒向委員

今、市長さんおっしゃったとおりで、本当に今のような考えもあるんだなと、さすが見る視点が違うなと思って関心した次第です。

私ども先ほどいろいろ資料を求めた、治水の話は今しているわけですから、環境、利水はこれだからですね。

清水委員長

環境というか、利水の話は前回少ししています。

酒向委員

今日は治水の話しましょうと入りました、切り口ね。治水の話していますね。100年に1度の洪水、またはこの地域に新しいダムをつくるということに対して、やはり慎重だと思っんです。それでほかの方の資料はどうなのか。それはだめだからもう考えなくていいよと、一生懸命後ろから言われているような感じするんです。でも、どっちにかじを切るにしても、適正な資料、情報、データを持って話をしなかったら、いいかげんなところであきらめて、じゃこっちがいいやと私は言えない、それほど大事なことだと思っんです。

ですから、この委員会で最後どれかに決めるといったら、それはどっちかに手を挙げます。しかしながら、今その前段のお話している場ですから、それだけ慎重に取り組んでいくべき問題だろうと。この問題は、早くダムつくったら終わりじゃないかと。そうではないのではないか。であるならば、もっと慎重にいろんなデータ、ほかの地域の情報も知って、そして最後に、じゃあああそうかというところで決断したいなと思います。

ですから、例えば情に流されるとか、雰囲気で流されるとか、じゃしようがないんじゃないかということは、私はしないつもりで、ですから自分の疑問を出しているということで、その疑問がどんどん晴れていけば、そのときに自分で自分の答えを出します。以上です。

清水委員長

ほかの皆様、一通りちょっと、大事な問題なので、意見を。

黒木委員

2つ言わせてください。

1つは、議論の進め方ですね。冒頭合意したように、1つ1つ、ある程度方向性を見出しながら、また必要があれば戻るということですから、今ここで、遊水地というものに対する非常に強い懸念が地域からも出されて、私もそう思いますが、そうすれば、ほかにも何か手があるのかもしれませんが、今この3案の中からということであれば、ダムは優れているよねという、これは1つの結論なんだろうと。そういうことで、次に、じゃ環境的にはどうこう、次の議

論をしたらいいんじゃないのかなと。これが第1番目であります。

2つ目は、資料の要求についてであります。それぞれ専門の部分を持って、ここに臨んでおられることは十分承知しておりますが、その周辺の部分、この議論で関連する周辺の部分について、しかもホームページ等、インターネット等で閲覧できるものについては、それはもう、ずっとそれをやれということは言えませんが、程度問題ですが、やはり委員お1人お1人が事前に勉強してくることも必要なんじゃないだろうかと、私はそう思います。ですから、入手可能な資料については、自分で勉強する。それで、どうしても手に入らないものについては、事務局を煩わせて調べていただくと、そういう基本的な態度がやはり必要なんじゃないのかなと、そんなふうに思います。

梅津委員

私は前から言っていますように、日程を立てたとおりに進んでほしいということを何回も申し上げましたけれども、行ったり来たり議論が、私も多いと思いますので、できれば一定方向に整理して向かっていきたいものだなと、そのように思います。

山口委員

先ほどから、遊水地の上流の方の話が盛んにされていますけれども、私ども中流から下流の方に住んでいる者として、上流の方のツケや、土地の利用価値といいますか、利用方法といいますか、そういうのはかなり違ってきているわけでありまして。

私らの方は、利水ということで、本川から水を揚げて使うとか、

そういうことは、全くそういうことは必要ない耕作地なんで、牧草地が99%なんで。私の見るところでは、先ほどちょっと前川委員さんの方から出ましたけれども、遊水地であっても、下流の方では、川幅もかなり、現在のところは広くとられて、堤防も後退して、本川から離れたところに高い堤防を造られている。それだけに、流下能力もかなりのものだと思うんです。かなりの洪水に対しても耐えられるだけの広さがある、面積がある。

更に、やっぱり問寒別から下流の方に、昭和48年の洪水のときであったと思うんですけれども、私はそのとき水防の方で、夜中にたたき起こされまして、堤防が決壊するから、全員で出て対処せということで、出たわけなんですけれども、それは辰根牛というのは地名で、辰根牛地区の堤防なんですけれども、ここは私が駆けつけたときには、もう10cm程度で堤防を超えるというぐらいの水がそこに迫ってきて、ブルドーザーやなんかを入れて、応急処置に、我々、真っ暗闇のところで水の恐怖と闘って、どうにか水をそこで食い止めたということを経験しているわけなんですけれども、その地域なんかの場合、今、・・・に出ているような、ちょうどそういう家なんです。それがもし堤防を超えた場合に、その内側の方はどうなるんだろう、後から水が引いてから行ってみたところが、そこには2戸か3戸の農家しかないわけですね。それで、そこがちょうど、上流の方から、もし遊水地のような形で水が入ったとしても、地域の問題もありましょうけれども、どれだけの面積がなければ遊水地でないということではないと思うんで、本川に沿った場所で、私の見たところでは3カ所ぐらい、ここを遊水地にしたらいいんじゃないかなというような場所が下流部の方に見受けられるように思いま

す。

そういうことで、上流の方では、遊水地ということに対しては、土地の利用価値といいますか、水田という耕作地帯なんで、土地の収用とかなんとかに大変な問題があるわけですけども、必ずしも下流の方で、土地の権利といいますか、そういうものは、川幅に沿ったかなりの面積が現在使われない土地がかなりあると思うんです。ですから、必ずしもそれを、遊水地になる場所と不適當な場所があるんでしょうけれども、再度、そういうことを洗い直してみても、そういうことが可能な場所は、下流部の方、中流部の方含めて、何とかももう一度調査してみたらどうかと、そのように考えております。

清水委員長

ありがとうございます。

今、一通り意見を伺っているのは、ちょっと私の説明悪かったんですけども、肥田委員の方から、このまま、いつまでも、またあの資料を出してほしい、この資料を出してほしいということで、また次の、それがあつて程度議論が進むと、また別の資料というようなことになって、いつまでたつても意見として見えてこないのので、次回あたりには、ここまで得られた資料の中から、それぞれ専門の立場で意見をそれぞれ述べて、賛成、反対はあるかもしれない、治水に限つてもよろしいんですけども、一定の方向を出してはどうかというのが、肥田委員からの提案だつたと思うんですけども、それに対して、それぞれ意見を言つていただいたんですけども、そんな観点からいかがでしょうか。

前川委員

僕は、資料を出せ、資料を出せと言う方で、結構おくらせている面があるかもしれませんが、河川法が改正された以降、環境も、それから利水も治水も含めての論議をやるためには、まだ全然、僕は足りないというふうに思っています。なぜ、そんなに急いで結論を出さなければならんのか。できればもう、とことんまで分かった上で結論を出したいというのが僕の思いです。ぜひ、一通り環境なりに次に入っていくんでしょうけれども、やっぱり幾度か行ったり来たりはどうしても必要で、1回決めてしまってから論議するというのは、僕は、まだ全然時期じゃないと思っています。ぜひ、もっとじっくり、例えば淀川の、ここを何回も言っていますけれども、100回もやっているんですよ、100回以上。まだここ、僕は100回やれとは言いませんが、まだ10回そこそこですよ。全然足りないと思うんです。

本田委員

私は、天塩町長という立場で、この会に出てるんだろうなと思っているんですけども、私ども、ここに土別の市長さんもおいでになりますけれども、13市町村で開発さんのここに川の改修、ダムを早く造ってほしい、旧川をどうしてほしいという、こういう7項目にわたって要請を出しております。そういう立場から言うと、今までは、賛成とか反対ということは1回も言っておりませんが、私どもとしては、町も議会も、ぜひダムを造ってほしいという要請しております。

しかしながら、ちょうど2年ぐらい前からですか、この会に入っ

ておりました漁協の代表者の方が、突然ではないんですけれども、いろいろ勉強した結果、ダム建設に対しては理解ができないと、賛成でなく理解ができないというような表現で、私どもの方に来ております。私ども大変、そういうことでは戸惑ってはおりますが、今後、私ども漁業者に対して、開発さんの方でも十分に説明をしていただきたいと、このように思っておりますし、私どもとしては、今のところ、開発さんの方にこういう要請で進めてほしいという、そういう要請を出しておりますので、私どもの考えはある程度決まっているのかなと、このように思っております。

肥田委員

先ほど、資料請求については、たまたま私も言い方が悪かったのかもしれないんですけれども、もちろん大切な参考資料になるんだろうなと。それについては、いいんですけれども、今までの流れから見てみると、やはりダムなのか、遊水地なのかという部分が、もう皆さんの中である程度明らかなんです。そうだとしたならば、そこはもうずっと行っても、恐らく多分、平行線ですって行くんだろうと思うんです。

だから、それだったら、むしろ、どこかで接点をつけないければならないということであれば、結構議論は堂々めぐりでずっと来ていますので、ある程度、どっちかという部分では選択をせざるを得ないのではないかと。選択した後で、じゃそれをベースに、どうお互いに折り合いをつけるか、そういった中で環境保護の観点だとか、治水、利水、そういう部分のあらゆるところから、その1つの結論に基づいて検討を深めるのも大切なのかなという、私自身感じがして

いますので、できることであれば次回までと、私は言いたいけれども、言いませんから、なるべくある程度めどをつけていただきたいという希望はすごくあります。

長澤委員

委員長からの質問にお答えいたしますと、まず進め方についてですけれども、先ほど前川委員から、なぜ急ぐのかと、こうありました。確かに拙速は、それは避けるべきだろうとは思いますが、しかしこれは住民の安全とか、財産の保全とか、そういう差し迫った対象はあるわけですから、急ぐにこしたことはない、こういうふうになります。

それから、この会の進め方、私もやはり繰り返しの部分があるなと思うんですが、よく我々が論文を書いたりするときに、肝に命ずるのに・・・型はやめようというのはありますよね。だから、ほかの話に振ってもいいけれども、それは本流のところ常に戻っていくという、そういう進め方にした方が効率的だろうというふうに思います。

それともう1つ、資料の話ですけれども、これは黒木委員がおっしゃるように、自分できちんと調べて勉強しておくべきだと、これはまさしくそう思います。一関とか、それから関東の大きなやつありますね、渡良瀬川。それから、北海道にも砂川だとか、いろんなものありますけれども、それぞれ具体的に個別にそれぞれの事情があって、それを全部参考にしても、余り有効でもないような気はいたしますし、自分でそれを調べることもできる。ただ、前例として、遊水地の中に水を入れた、洪水を入れた後、リハビリにどういうこ

とがあったのかと、こういったことは、なかなか我々には知り得ないので、行政の方で、そういうお力がもしあれば、出していただければなというふうに思います。資料としては、そういう面での資料は頂きたいと思いますが、あとは黒木委員のおっしゃるとおりだなというふうに思います。

出羽委員

資料については、やはり僕は出していただきたいし、千歳川流域についての議論も確かに、僕も恐らく、議論の進め方で時間を一番とらさせてきた1人でないかというふうには思っていますけれども、というのは、僕も資料をこれまでも幾つも要求していますが、やっぱりなかなか出てこないというのがあるんですね。例えば、費用対効果の資料、これもいまだに出てきていません。ですから、そういうのを早く、やっぱりオープンにしてもらえば、議論はもっと早く進むということが1つあるのと、もう1つは、やっと毎回のテーマが大体出てきて、それに沿ってやっていくということで、しかも中身は大分具体的になってきていますから、やっぱりある方向性を探るんでも、やりやすくなってきていたところだと思うんです。ですから、肥田さんが言われるのは分かるんですけれども、そうやれば非常に分かりやすいし、進みやすいです、それは。でも、余りにもやっぱり乱暴だと思いますね、今の段階では。

ですから、今そういう段階に来たところですから、しかも治水、利水含めて、その次、環境その他あります。それはある程度また戻りながらという、やっぱりそれはある程度、もちろん無限になんていうことは思いませんが、やっぱりある程度のめどはつけて

いかないといけないでしょうけれども、それをやりながらということでは、今ないんじゃないでしょうかというふうに思います。

清水委員長

橋先生、いかがですか。これからの議論の進め方やなんかで。

橋委員

そこまでは、なかなか分からないですけれども、私が感じているのは、今、現状がどうかと。現状、そしてこの土地でいろんな水防、そういう政策の後に、この土地の方が楽しく住めるような環境であってほしいと。そういうことからすると、やはりこの3案のうち、どれを選ばれるかというのは、やっぱり地元の方が選ばれるというふうな格好で、そのときに選ばれたときに、環境問題としてはこういうことがありますよというようなことを話せるのかなと思っておったんですけれども、その中で、1つは、私はちょっと違った意見を持つことがあるんですけれども、それは分からないからです。例えば、今既存のダムにしても、渇水時には水がなくなる。そうしたら、もう少し大きいダムにしていただけないかなと。それから、もし新しいサンルダムができると、その降水量によって決まるわけですが、それ以上に大きなダムを造るということは無理なんでしょうけれども、そういうことを考えると。あるいは、遊水地にしても、この土地の人ということを見ると、この土地の方が本当にこの遊水地で、自発的に、よし、そこで俺やってやろうという方がおられるかどうか、そういう簡単な農作業かどうかということも含めて考えると、おのずと、私としては選択肢がどこかに出てくると

思うんですけれども、そういうことを考える上で田苅子さんほど、外から来ていますので、余裕があるということで、資料その他を適切な形で見せていただきたいと、そう思っています。

石川委員

お聞き苦しいと思いますので、勘弁願います。

先ほど論議していた遊水地の問題、私は遊水地の考え方は、だめだとは思いません。それで、皆様のご意見を今、慎重に聞いておったんですが、これからも天塩川全域、全流域といいましょうか、特に中下流のこれからの治水というものを考えるときには、あるいは山口委員が言われたように、何らかの遊水地というものも考えていかなきゃならんかなとは考えております。ただ、天塩川上流、特に今問題になっている名寄市から上流側の方の治水というものを考えたときには、皆さんの検討の方向のように、遊水地を考えるのは難しいんじゃないかと、私は今は思っております。私の考え方ですけれども、結論として、肥田委員が言われたように進めていただきたいというのが私の考え方です。

清水委員長

ありがとうございました。

今の意見を伺いますと、片やまだまだ議論は全然足りないと。資料ももっと、とにかく納得いくまで出してもらって、それから、100回という話もありましたけれども、まだ全然、委員会自体も足りないという意見と、それから、いやもう大分議論も進んでいることですし、災害防止という緊急性もあるとか、いろんな観点から、

そろそろ方向を見出していった方がいいんじゃないかと。一体いつまでやるんだ、こういう議論を、という意見の方と、2つに分かれているんじゃないかなと思うんですけれども、そういう方々が同じ席にいて、なかなか議論はかみ合わないんじゃないかなと、私も最近、そういう感じしているんですけれども、とにかく何とか折衷案みたいなものを得られる方法はないですかね。

田苅子委員

ここにいらっしゃる委員の皆さんというのは、それぞれの立場でそれぞれの経験に基づいて発言をしておると思っております。専門性を有するという意味では、学術的な見地から、いろんなご議論を展開されていらっしゃる方もいますし、あるいはまた、そうじゃなくて、ここに長く住んでいて、小さいときから天塩川を眺めながら、その環境を眺めながら育ってきた私どももおります。そういう中で、非常に専門性の高い分野で議論が展開された場合に、私どもはそこまでの専門性は身につけてないという場合には、実は聞き役に回っているわけなんですけれども、しかし、議論が深まっていく中身から、こういうことを言っているんだなということは勉強もさせていただき、まさにいい機会だと思って、私もいろんな発言をさせていただいていますけれども、出羽先生はどれくらいご議論すれば、十分満足いくというか、そういうものも、もうそろそろこら辺である程度考えておく必要もあるんじゃないかなという点では、もう少し前を見て、いつぐらいがこの流域委員会の、いわゆるジ・エンドにするのかということも考えながらいかないと、私どもも非常に貴重な立場で、この流域委員会に参加をさせていただいているんです

けれども、これが先、いつまでどうなるか全く検討つかないところに、私はちょっと戸惑いを今感じておりますことを率直に申し上げたい、こう思っています。

出羽委員

僕は先ほど、乱暴だと言った意味は、前々回あたりからですか、治水を中心にして利水、中身の議論にやっぱり入ってきたんだと思うんですね。今日も治水、利水を中心にして、この後、環境という問題が出てくるわけですね。その後で、それをどう調整するか。その結果、合意が必要か。必要ないという意見もありましたけれども、方向性を探るという場合に、結果として、ダム案と遊水地案がお互いが納得できるようなものにならないかもしれません。でも、必要なことは、それぞれダム案が全部全てにいいわけがないわけですね。遊水地案が全てにいいわけじゃないわけですよ。それぞれメリット、デメリットあるわけですよ。そういう問題点は、やっぱりできるだけ浮かび上がらせる。それはどこまでかということも、もちろん限度はあるでしょうけれども、それはやっぱり入ってきているわけです。そういう段階で、いきなり方向を決めちゃえと、これはまさに力の論議ですよ。多数決の論議です。今、多数決をやったら、これは目に見えていますよ。そういう段階でやるというのは余りにも乱暴だと。これはもう、そうだと思いますよ。

ですから、今そこまで来て、環境の問題あります。あと、維持とか、そういう問題もあります。そういうことをやった上で、全体をどう調整していくかと。やっぱりそういう段階になってからの話じゃないですか。そういう方向性、もし結論を出すとしても、探ると

しても。今の段階でというのは、余りにも乱暴過ぎますよ。

酒向委員

今の出羽先生おっしゃったと同じような意見なんですけれども、まだ環境について十分話されてない。まず、治水、利水の部分でかなり来てしまっていると。例えば、今日の遊水地案を治水で述べると、すごく難しいですね。じゃ今度、ダムの問題を環境問題で述べていかなきゃならない。そういうチャンネルは、まだないですね。ですから、まだまだ入り口に立っているんだろうと思います。そういうことで、先ほど言ったように、また急ぐべきでもないし、そのかわり、いろんな角度で話し合っていかなきゃならない。今までの話ですと、旧法では、治水、利水の話でいいんですけれども、肝心の新法の下でも、環境とか自然についての話がないですね。例えば、鳥がどうなっているのかとか、そんな話は、まだ一度も伺ってないですね。ですから、その辺を終わらせてから、先ほど出た話に戻ってもいいんじゃないのかと思います。

清水委員長

それで、そういうことで、2つに分かれているんですけれども、片や、まだ全然足りないと、まだ全然入り口にやっと入ってきたところだと。片や、一体この調子だったら、いつまで続くんだということもあるので、折衷案をもし作るとすれば、あと何回ぐらいで、皆さんで、その間に出たところで、というような話に、回数がある程度見えてくると、じゃ議論になっていくんじゃないかなと、私思ったんですけれども、いやまだ、あと30回やるのか、50回やる

のか、あと10年かかるのか分からないような感じだと、なかなかこれに出席するのも大変なことになってくる、それぞれのお立場から言っても、と思うんで、回数をちょっと、正確ではなくてもよろしいんですけども。

田苅子委員

私は、開発ご当局に伺いたいんですが、いつまでやらなきゃならないのかというのは、それはやっぱり腹づもりはなきゃならんと思うんですよね。私はそう思っています。

それから、もう1つだけ、何回も言うんですけども、名寄を捨て置いていいんだらうかと。物の順序からしたら、まず明日の水が困っているというところをどうするかというところから、そういうふうになってくるんだったら、自然環境の問題がいっぱいあるよというのが、私は普通の川の水の流れに、やっぱり私はそれが普通の正常な議論の進め方じゃないかと。でも、いきなりダムの問題に入ると、いろいろありますから、それは中間の助走はいっぱいあったと思うんですけども、しかし、そういうことになってきた場合に、遊水地なのか、ダムなのかというのは、どこかとの選択肢は、ある程度の中で議論していかなかったら、今、水が困ったから名寄川を何とかしてほしいと、私は13年間も要望を繰り返しているんですね。流域市町村、13市町村というお話されましたけれどもね。13年間ですよ。そして、この流域の市町村の議会も含めて、全部議決しているんですよね。そういう問題、それだけに、困っているという議論は、この流域委員会の中でも、じゃ名寄はそっちのけにしておいて、水の問題はいいのかということだって、これはどこかで、

みんなでやっぱりきちっとしておかなかつたら、だから遊水地というのは、議論は大分時間かかっていますけれども、そういう大事なところを避けて通って、本当にいいんだろうかと。だから、やらないならやらないで、それは名寄市も、そういうものは何とか、どこかに何か水資源を求めますからというのならいいんですけれども、その問題は、私は名寄の委員の方が今日見えてないというのは、ちょっとどうしたことなんでしょうかなと思うんですよね。もっと率直に、私らが発言するよりも、言ってもらった方がいいんじゃないかと、私はそう思っていますけれどもね。

本田委員

私は、この委員会がダムが必要か、必要でないのか、このことがどうなのか、全部、そういう賛成、反対を採って、これを提言するのか。それとも、ある程度皆さんの意見を委員長、副委員長がまとめて、そしてその中で少数意見でもこういうものがありますよというのを、開発さんの方に提言をしてやるのか、これどっちなんですか。

清水委員長

私の理解は、後者だと思います。

本田委員

私もそういうふうにとっておりますので、ある程度、皆さんがいんな意見を出し合って、その結果を委員長、副委員長にまとめてもらって、そしてその少数意見も開発さんのほうに寄せるようにし

て、そのものを提言して、あとは開発さんなり国なりがどういう方向で進んでいくのか、そういうものを作って進めていただきたいと。全部この場所で賛成とか反対とか、この意見が入らなかったらどうしようもならないとあって、そういうことではないのかなと思っておりますので。

田苅子委員

簡単に言います。私も、本田委員がおっしゃったように、やっぱり後者だと思うんですね。ですから、それぞれの考え方をぶつけて、なるほど、これをやった場合にこういう心配があるなど。これもきちっとまとめの中に整理をしておかなきゃならん、私はやっぱりそういうのがこの流域委員会であって、そして諮問、答申と形が違うということは、何回も私が言ってきたことですからね。

清水委員長

それで、どうですか。期限みたいな、回数とか、意見やなんかについても、無期限でやるか。

黒木委員

私も今、お2人のご意見と全く同じなんですけれども、この場で、何か決めちゃうということではないんですよ。私もずっと申し上げているのは。たまたま、今日、委員長が全員の意見を聞いてくださったから、大体、意見分布が分かりましたよね。そうすると、ああ何となくそんな方向で、一応治水に関しては議論をペンディングにしておいて、それに対して、今度は環境の方の議論をしていこうと、

利水の方の議論をしていこうと、私はそういうつもりでございました。

したがって、今、回数のお尋ねですが、次回、今問題になりました遊水地に関しまして、事務局の方としては、それなりの資料を整えてくれるということですから、これについては議論をするのはよろしいんじゃないかと思えます。そういう意味では、大体の意見分布も分かるし、それを前提にして、次の利水であったり、環境の議論に進めていただきたい。そういう意味では、そうだからと何十回という話ではなしに、ある一定の結論に至っていただきたいなど、そんなふうに思います。

清水委員長

今のは、まだ入り口だというんじゃないくて、ある程度、かなりのところまではもう行っていると、もう先が見えているんじゃないかというようなご意見だと思うんですが、どうですか。

橘委員

最終的に僕が思うのは、地元の方が国と相談して、いろいろ決めていただきたいと。私は、流域の方、定義だけ言葉だけの、そう思っています。それで、もう……、

清水委員長

ちょっと、ここの委員会ではないので。

橘委員

それで、3案を作っておられますので、3案について、治水、利

水、今まで治水、利水ばかりです。環境の問題なんて、ほとんど論じられてないです。魚の話も、利水という視点からが多かったと思うんですね。そういうことで、その3案について、我々、皆それぞれに平等に意見を言わせていただいて、それを1つの参考意見として委員長の方でまとめていただきたいと、こう思っています。

清水委員長

それは、例えば次回とか。それとも、まだ、必要なだけ資料をとにかく要求して、自分の欲しい情報は全部得られてから、初めて自分の意見を言うのか。それとも今までの意見の中でとか、あと1回、2回議論して意見を言うような形だったり。

橘委員

数回という感じで、その都度、専門の人が意見を言うという、そういうことだと思います。

出羽委員

さっき言ったとおりなんですけれども、治水についても、まだ基本的な問題というのは、そんな数はあるわけじゃないですよ。大体、内容としては出てきているところなんですけれども、やっぱり詰める必要はあるかと思うんです。環境の問題というのは、確かにまだ、ほとんど手つかずに近い。それから、利水の問題もあります。それから、ほかの維持管理とか、そういう問題もありますから、それだけ考えても、今の流れから考えても、それぞれの委員の方がどういう発言をされてこられたかということを考えると、それはおの

ずから、ある程度分かると言えば分かるんです。それはいいんですよ。ただ、ここで何らかの方向性を決めちゃうというのは、僕は乱暴だと思うんですね、そういう意味では。

ですから、やっぱりそういう今の流れを進めた上で、その上でのことであって、ですから、僕は100回、200回やるなんて、とても思えませんし、ただ、あと数回で終わるといふふうにも思えません。ですから、それは言われれば、少なくとも10回ぐらいにはなるんだろうなという気はしますけれども、ただ、何十回というふうにはならないかもしれませんね。そこまでいかないかもしれません。ただ、その辺は、やっぱりもう少し進めてみないと分からないところもあるんじゃないかと思うんですね。ということで、先ほど僕が質問した名寄川のことも、まだちょっと残っていて、それも聞きたいんですけれども。

清水委員長

どうも議論がかみ合わないようなんですけれども、ほかにご意見ございませんか。会の進め方とか。

肥田委員

分からないんですけれども、確かに少数意見として載せると。もちろんここで決を採るようなものでもないというのも、私も十分分かっているんですけれども、でもある程度、じゃこの整備計画のトータルなものを作るときに、どちらかベースになっているのかというのをある程度決めないと、それは全体的な像というのは作れないんじゃないかなという気がしていて、今のあれだと、何かどっちに

決めるということじゃないということになると、どんな形になって整備計画になるのかなというのは、ちょっと自分自身、今混乱しているんですけども。

清水委員長

整備計画は、最終的には恐らく役所の方で、それに対する意見を言うのは私たちです。その意見が、Aという意見もあって、Bという意見もあっても、それは構わないんでないかなと、私は理解しているんですが。

肥田委員

なるほどね。分かりました。そういうことですね。

出羽委員

形としては、そうなんですよね。ただし、流域委員会、それは基本的な点では意見はやっぱり違うんですが、肥田さんはその辺をしないとなかなか進んでいかないと言うんですけども、

肥田委員

環境の問題でも、こっちの方の流れになるだろうとしたときに、やっぱりこういうことも注意しなきゃならないという意見が違うんじゃないでしょうか。

出羽委員　だから、問題点を煮詰めるために資料が必要で、具体的な内容を、検討を今し始めたところなんですよね。それが今、

その段階だと。それはいつまでもというわけにいかないでしょうけれども、その段階で、そういう方向を決めちゃうというのは、分かりやすいですよ、私だって。でも、非常にそれは乱暴だと思いますね。

肥田委員

いつまでだと分かれば、安心しますので。何かいつまでも分からないと。

清水委員長

私も、言われるのは、本当に何かいつまで一体続くんだろうなという不安みたいなのは、恐らく一部の委員の方にはあるんだと思うんですけれども。

橘委員

私らが一番言いたいのは、決める前までの、いろんな参考意見としての、例えば私だったら、環境の問題をしゃべりたい。だから、大体方針が決まったら、その段階で、また別のそういう視点で環境問題というのを話してみたいと、こう思っています。

清水委員長

分かりました。そうしたら、一応、今日はもう30分ぐらいしかないんですけれども、今日もうちょっとやるとして、この次に、あと利水と環境、2回2回で4回ぐらいは、今のペースで4回ぐらいは議論していくような感じ、当面そんな感じになるんでしょうかね。

前川委員

少なくとも、それだけは必要です。

清水委員長

あと6回ですか。そんな感じですかね。回数が、余りよくないと思うんですけれども、回数を切っちゃうのは。よくないと思うんですけれども、片や一体いつまで作るんだとなるんで、今日はあえて言わせていただいたんですけれども。

田苅子委員、いかがでしょうかね。なかなか決めかねないところもあるんですけれども。

田苅子委員

際限ないような気がするんですけれどもね。どこまで話し合ったら、これで満足していいんだろうかという、その見極めなんですよ。それは、誰が裁くことになるんだろうかということなんですよ。

清水委員長

片やこの辺でいいと言っている人と、片や全然足りないという人がいたときに、同じ会議の中にいたときに、どうしたらいいのかなという感じします。

田苅子委員

それこそ、やっぱり多数決しかないんじゃないかなという気はするんですけれども、それはその場の問題によりけりですけれどもね。

それでやっぱり次のステージに移っていくというようなことで、やっぱりそうになったら、座長さんがそのころ合いを見ながら、いかがでしょうかということを経慮なく出してくれていいんじゃないかと思うんです。そうでなかったら、進まないと思いますけれどもね。

清水委員長

じゃ、具体的にあと何回というのは、ちょっと言えないかもしれませんが、やっぱり有限の回数で、利水、環境というような感じで、最低と言われたかもしれませんが、そんなようなイメージで進めていきたいなというふうに思うんですけれども。片や、まだまだ足りないという方と、もうそろそろいいんじゃないかという方がいたときに、どうしたらいいかというのは私も分からないんですけれども、ちょっと様子見ということですかね、やっぱり。

梅津委員

新しい辞令をもらいましたよね。この期間内で終わらせるように、どうでしょうか。

清水委員長

新しい辞令、今年の12月までですね。

梅津委員

そうですね。遅くても、そのぐらいで終わらせるような目標を立てて、前へ進めないででしょうかね。

清水委員長

10回までですか。今年いっぱいぐらいでどうでしょうかということですか。

山口委員　　せっかく遠いところ、皆さん集まっていたいているんですから、休憩時間をとって、2つぐらいの議題を論議したらどうかと。そんな体力のない人もいないみたいなので、もうちょっと時間を延長して、論議できるんじゃないかなという気はするんですけれども。

清水委員長

ここでやるとなると、朝早く出てきて、札幌に帰るのが夜遅くなっちゃうんで、この時間でやっているんですね。

山口委員

無理ですか。

清水委員長

前の日に来て、2日とか3日でやるとか、そうなる、皆さんの予定を調整するのがあるんで。1つの方法は、もっと時間を長くやりたかったら、もうちょっと、旭川でやるとか、もしかしたらほかかもしれないですけども、流域じゃないところでやっちゃうことになりますけれども。

石川委員

長いからいいというものでもない。

清水委員長

今、今年いっぱいはやらんとかという話がありましたけれども。

石川委員

いやいや時間、6時間も7時間も。

清水委員長

事務局の方はいかがですか。いつまでにあれということは。

井田課長

まず、回数の話ございましたけれども、意見交換をしていただいて、・・・での専門家の立場からしていただいて、意見を取りまとめていただきたいということですので、何回とかということは、特段、私どもの方で考えているわけではないということが1点目です。

それと、時間的なものですが、昨年の12月を1つの目途としてきたんですけれども、もう少し時間が必要だということを委員長からいただいたんで、任期を1年延期しているんですけれども、先ほど安全とか安心とか、生活にかかわることですので、やはりできるだけ速やかにまとめていただきたいなという気持ちは持っております。1つの目途としては、年度内かなと思っているんですけれども、それも委員会の議論で、もう少し、どのぐらい議論が進んで、意見を集約できるかということになってくるのかなと、このように思っています。

清水委員長

年度内、事務局の方からは、別に期限を限られたわけじゃないんですけれども。

井田課長

期限を切るということではないです。

出羽委員

年度内と言われたんですか。

井田課長

できれば、任期を延ばしたときに、年度内でまとめていただければなという作業的な目途を持って、3月ということになりますけれども、でもそこは、そこで期限を切るということではございませんので、委員会の議論の進め方によると考えております。

出羽委員

今年の3月で切るんですか、年度というのは。

清水委員長

では、ちょっと切れ目があれなんですけれども、今日のうちにこの治水のところしかいかなかった感じなんですけれども、何か言いたいことがあれば、お願いします。

では、5分休憩して、3時半までやりましょう。

(休 憩)

清水委員長

それでは、続きをしていきたいと思えます。

遊水地の話が結構、ずっと出ていたんですけれども、遊水地も含めて、治水対策について何かご意見、どうぞ。

出羽委員

検討課題は、私案としてまとめたんで、まだ幾つかあるということだと思んですが、先ほど名寄川の昭和56年8月の洪水氾濫面積が1,265ha、何でこんなに広いんだろうという話をしたのが、このとき、先ほど説明あったように、真勲別の流量が602m³/sなんです。恐らくこれ堤防が決壊したんだろうと思うんですね、これだけ広く氾濫したのは。というのは、この資料です。これの天塩川整備計画についての参考資料の36-1です。名寄川の既往洪水の概要 ということです。これの36-1ページです。

過去のこれを見ますと、一番真勲別での流量が多いのは、1,115m³/s、氾濫面積が251haなんですけれども、これはまだ恐らく、堤防その他の河川改修はそんなにまだ、どの程度かちょっと分かりません。そんなに進んでない時期でこれだけで、昭和50年も949m³/s流れているけれども、氾濫面積8haなんです。そして、昭和56年8月が602m³/sで、1,265ha。平成に入ってから、500数十m³/sから700m³/s近く流れているけれども、本当に氾濫面積は1桁も、これほとんどないというような状態なん

ですよ。それで、何で昭和56年、こんなに氾濫面積が大きいんだらうというふうに考えたんですが、恐らく堤防が決壊したせいだらうと思うんですね。

それで、何を言いたいかという、目標流量が管平は4,400 m³/sですよ。これは過去の実際の流量を見ても、妥当なところなのかなというふうに思うんですが、名寄川の目標流量1,500 m³/sというのは、少し高過ぎるんじゃないかと思うんです。過去最高でも、ここに出ている資料では、流量は1,115 m³/sですね。56年でも600 m³/sですから、これをもう少し弾力的に考えれば、名寄川に対して、今1,500 m³/sといいますと、実際の流下能力と大分差があるわけですが、そこがもう少し考えやすくなるんじゃないかと。だから、名寄川の目標流量というのは、もう少し弾力的に考えて、ほかに分配するなり、そういうことができないかと、そういう必要があるんじゃないかという趣旨なんですね。いかがなものでしょう。

清水委員長

事務局の方で、数字についての補足ありますか。

井田課長

その統計の数字はちょっと置いておいて、名寄川の数字を振り返ると、弾力的にということでしたけれども、1,500 m³/sを、仮に遊水地を小さくして、川から出てくる量が大きくなるということは、本川に負荷がかかる話ですから、今度、本川の方でどうカットするかということで、どこかで洪水調節をしていかなきゃいけない

ということは、そういう本質的な課題が解決されるわけではないということです。数字の方については、ちょっと確認させてください。

出羽委員

それは分かります。本川にそれだけ負担が増えていくということですね。これは、流域全体で考える問題ですから、それを前提にやっぱり考えていくことにはなるでしょうけれども、僕が言ったのは、名寄川の1,500 m³/sというのは、少し高過ぎるんじゃないかということなんですね。基本高水1,800 m³/sでしたよね。それはどうしようもないとしても、1,500 m³/sというのは高過ぎるんじゃないかと。

清水委員長

目標流量が高過ぎるということについて、ほかの委員の皆様の意見はいかがでしょうか。

黒木委員

方針流量を議論しないということに、恐らくなるんだろうと思うんですけども、方針流量については、これは大臣の決めたことだということで、1,800 m³/sですよ。1,500 m³/sというのは、これはある一定の根拠をもって、実績は602 m³/sですが、一定の根拠を持って、流域の流出計算をして出てくるであろうという数字です。したがって、これが小さい大きいということにはならないんじゃないかなと思うんですが。基本高水ですから。これをどういうふうに配分するかは、これはいろいろ政策的なものもあります。

出羽委員

僕が言ったのは基本高水じゃなくて、目標流量ですよ。

黒木委員

そういう意味じゃ、河道を配分する前の流量ですから、これは物理的に、何も施設しなければ、ここに1,500 m³/s出てくるとい
う計算になっておると、それだけのことです。

前川委員

これは前から言っているんですが、この目標を決めた理由は、何かをするためというよりも、僕はそういう意味じゃないと、これ資料を見ると思えるんですね。というのは、戦後最も大きな氾濫のあったときの流量、それを目標にしているんですね。

黒木委員

具体的には、誉平で昭和56年8月に4,400 m³/s、これも計算の流量です、戻しですから。氾濫戻しですから。この4,400 m³/sが出る。この4,400 m³/sが出る、56年8月の雨を、必ずしも使う必要ないわけです。いろいろな雨で、流域にとって一番危険な雨を使えばよろしい。それは48年の降雨パターンであると。それから計算すると、名寄川には、実績は600 m³/sですが、そのパターンで雨が降れば、1,500 m³/s出ると、そういうことです。

前川委員

そうなんです、その前提の、もともとは100年規模という目標を立てますね、基本方針。そうじゃない目標を立てているわけですよ。

黒木委員

誉平で既往最大が起るような降雨を、しかも流域で一番危険な場合の降雨をとったということです。

前川委員

それで僕は前にも言ったんですが、48年以降、相当大きな河道を掘削したり、堤防を高くしたり、それをずっとやられているわけですね。それを考慮しないと。

黒木委員

流下能力はどうかというのは別ですが、雨が降れば出てくるというのは、これは流域に溢れさせないとすれば、実績でも、48年は1,115 m³/s出ているんです。

前川委員

だから、その60年、戦後60年だとすると、その根拠はなんですか。戦後という根拠は。根拠だけあるのは、100年規模なんです。

黒木委員

それは、いろいろ議論のあるところで、戦後という言い方は一体

何だろうと、よくご指摘があります。ここでは、既往最大と言っています。誉平で既往最大の流量が出たとき、それに合わせて流域全体が最も危険になる状態を想定をして、今の整備計画流量を決めていると。それ以降、整備が進んでいるじゃないかとおっしゃるのは、その流量で河道で幾らのめるか、だから施設をどのぐらい想定しなきゃいけないか、そっちにはかかわってきますが、治水の進捗状況とは関係ありません。

清水委員長

治水が進捗しても、流量は変わらないということですね。

出羽委員

今、1つはやっと、黒木さんの説明で分かったんですけども、誉平で4,400 m³/sの目標流量を設定したと。そこから計算すると、名寄川の真敷別で1,500 m³/s流れると、そういうことなんですね。

黒木委員

ですから、誉平で4,400 m³/s出るように、雨の量はいろいろ変えるんですが、降雨パターンによって、誉平で4,400 m³/sにしても、ほかの場所では、いろんな流量が出るわけですが、降雨パターンによって。その中で、流域内で一番危険な状態が、この名寄川では真敷別で1,500 m³/sであったと。

出羽委員

1つは、そうしますと、誉平で4,400 m³/s流れるとした場合に、名寄川で1,500 m³/sという計算がどうして出てくるのかというのは、それを知りたいというのが1つなんです。そうなるというのは、今1つ分かったんですが、もう1つは、それは計算上の話です。実際はそんなに流れるということはないわけですね、名寄川については。

黒木委員

それは、必ずしもそうではないんでないでしょうか。実際、48年には実績で1,115 m³/sになっていますね。今、計算している雨は、もっとこれよりずっと多いわけですが、トータルは。パターンは48年のパターンですが、降らせている雨の量はもっと多いわけですから、もちろん実績はありませんけれども、計算上そうなっております。

出羽委員

誉平というのは、昭和48年のを想定して決めているわけです。48年の降雨パターンを、誉平の場合。

黒木委員

誉平も、結局そういう4,400 m³/sになるように、48年型の雨で雨の量を決めているということです。

出羽委員 ですから、名寄川も48年の降雨パターンに合わせて、誉平が4,400 m³/sだと1,500 m³/sになるだろうという

ことなんですよ。ですから、それは計算の問題ですよ。実績としては、この資料で言うと、最大が1,115 m³/sですよ。約400 m³/s近い差がありますよ。

黒木委員

それは実績は205 mmという雨に対してですから、今はもっと大きな雨を想定して計画を立てているわけです。

出羽委員

だから、その計算は、中身は分かりません。分かりませんけれども、そういう計算をした結果だというのは、今分かったんですが、必ずしも全部それをとらないといけないんですか。目標流量というのは、いろんなことを考慮して決めますよね。誉平って、なぜ4,400 m³/sにしたかというのは、

黒木委員

そうですね、そのとおりだと思います。目標流量ですから、この20年間あるいは30年間、何もしないというのも選択肢です。地元がそれでオーケーと言うんならね。何もしないのも選択肢です。ただ、やはり既往最大の洪水に対しては、安全を保障したいと、これは国の最低限の役割だと私は思っています。

出羽委員

その趣旨はわかりますけれども、もちろんわかりますけれども、でもそういう計算で1,500 m³/s出てきても、あの既往の流量、

それから氾濫面積の経過、それから異常気象なんていうことも加味することもあるかもしれませんが、それにしても、やっぱり僕は少し高過ぎるんじゃないかと。だから、もう少し、そこは考慮していいんじゃないかという気がします。

黒木委員

そこが分かりますよ。高過ぎるか、高過ぎないかというのは、もっと客観的な、じゃ菅平の4,400 m³/sを低くせということですね。そんなに要らないよと、もっと低い安全度でいいよということですね。

出羽委員

だから、それは計算だけを根拠にするからですね。

黒木委員

いやいや、計算だけとおっしゃるが、相当いろいろ確かめて計算しておるんで、これはやっぱりそれだけの雨が降れば確実に、しかも同じパターンで降れば、それだけ出ますよ。

出羽委員

確かに菅平は過去にこれだけ流れているわけですよ、実績としてはね。でも名寄川はそんなに流れた実績はないというものもある。

清水委員長

実績はないけれども、そういう手法で雨から計算していくと、

出羽委員

それは一応、中身は分からないけれども。

清水委員長

それはどこでもある話じゃないですかね。

出羽委員

それが1つの根拠だというのは分かりますよ。でも、それだけじゃないと思うんですよ。

黒木委員

そこがよく分かんのですわ。それだけじゃないとか、もっと低くていいんじゃないかとか。

出羽委員

だから、過去の実績では、雨の降り方のパターンなり、いろいろあるわけですから、必ずしもそれだけ流れるとは限らない。過去の実績も、実際はそんなに流れているわけではないと。

黒木委員

例えば、極端な話、名寄川流域には、全然今まで雨が降っていません。でも、本流だけは水が出たと。そういう状態を想定して、じゃ過去の実績は、名寄川はほとんど水が出てないから、それは放っておいていいんだという議論にはならないということですよ。

出羽委員

それは極端なことを言っている。

黒木委員

いえ、まさにそれに近いんですよ。やっぱり流域には、いろんな降り方があるし、今後どういうふうに降るかも分からない。したがって、相当全体に目配りした危険な状態で計画は決めたいと。

出羽委員

そういうことを言うのであれば、僕が一番最初に言ったように、それは過大の洪水対策を求められてしまうと、そこにいっちゃうわけですからね。だから、そこまでは言いませんけれども、少しやっぱり高過ぎるんじゃないかということです。

清水委員長

流量は過大でないかとかという意見は、それを言い出すと、ほかにも全部そういうことになりますよね。この1,500 m³/sだけでなく。ある一定の方向に向かっていっているのです。

黒木委員

そうなんですよ。少しとか、というんでは、じゃどうしたらいいのかという、それが分からないですよ。全体に下げろというんなら、雨の量を下げて、ここは1,115 m³/sを目標にしてやることはできますよ。そのかわり本流も、もっとずっと低い流量しか、

その計算で出ませんから、それで我慢せと、二、三十年はそれで我慢せということですよ。

出羽委員

だから、先ほどのケース2では、1,400 m³/sという設定もしているわけで、遊水地の関係でね。

黒木委員

あれは違うんです。あれは施設をどう配分するかということですから、根本的に違います。

清水委員長

あれは、施設を造って1,400 m³/sまで下げるということでしよう、遊水地を造って。

出羽委員

遊水地を100 m³/sにして。だから、配分を少し変えていいんじゃないかと。

黒木委員

1,500 m³/sは高過ぎるとおっしゃったんだから。

出羽委員

だから、目標流量を下げて、ほかで。

黒木委員

ですから、今のやり方で合理的に計算をして、私どものやり方でやるとして、じゃ真勲別を例えば実績を1,100 m³/s幾らに直そうと。そうしましたら、自動的に誉平の流量はもっともっと4,400 m³/s小さくなります。それでいいのなら、それは1つの考えです。

出羽委員

もうちょっと中身で言うと、名寄川についても、誉平と同じように、4パターンの計算をされているわけですね。それに計算して、真勲別での流量計算をやっているわけですね。その48年をとっているわけですね。それを、48年じゃなくて、名寄川については、もう少し下げた値のパターンのときをとるということだって、可能なんじゃないですか。

黒木委員

可能なんですよ。

清水委員長

少しとかというのはね。ちょっとこの話はあれなんで、もう少し、必要であれば、再度事務局の方からご説明していただくということで、今日は時間になりましたので、また、この続きと環境問題について、利水、環境問題については次回ということで、一応、先ほどお話ししましたように有限の回数で終わらすことが目標ですので、皆さん協力お願いいたします。どうもありがとうございました。

事務局の方にお返しします。

井田課長

本日、環境までいかなくて、環境の方で資料集の方にいろいろまた、サクラマスのデータ等入れておりますので、それは次回説明したいと思います。

3 . 閉 会

山田課長

それでは、これもちまして第11回天塩川流域委員会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。